

そういう中で、建設省からいたただきました資料の中では、第十堤の生き立ちというのがございます。

これを読ませていただきますと、今から三百三十年ほど前、一六七二年ごろとなつておりますので藩制の始まつたばかりかと思ひますが、このとき、第一番目に新川開削というふうになつております。これは恐らく、現在では旧吉野川になつておりますけれども、その吉野川沿川の方々が洪水に悩まされて、別宮川というのですか、右に支川になつっていたと思うのですけれども、別宮川の方にいわゆる本川化を図るということで、これは人工的に開削されたんじやなかろうかと思うのです。

それ以来八十年たって、現在の第十堰といふのですか、それが設置された。約二百五十年ほど前でございますけれども、この堰そのものは目的は、洪水は別宮川の方に行つたんだけれども、いわゆる農業用水と申しますか、稻作用の取水がやたらく敵しかったということです。利水上の要請でこの第十堰が、二百五十年ほど前につくられたようございますが、当然、低水分流というのは日ごろは結構なんですかれども、いざ水が少なくなる、あるいは洪水のときになりますと、いわゆる塩害の被害とか、あるいは農業用水の取水に支障を来すということもあつたのでしょう。

それから百三十年たつて、いわゆる上堰といふのですが、今斜めになつてある上流の方の堰、これがつくられておると、いうことでございますが、当然、その上堰がつくられるということは、洪水時に水が引いた後、土砂が堆積して、日ごろの利水に向かつての取水が非常に支障を来すということ等もあつたようでございます。

最終的には、それでは取り入れ口をのつけようではないかのつけようではないかというか位置を変更しようということで、大正十二年、約八十

年ほど前に第十橈門を設置されて現在の形ができます。それがたというふうになつております。そういうことで、河川局長にまずお尋ねでござりますけれども、治水上、洪水を安全に流下するという意味合いからすれば、この堰はあつた方がいいのか、ない方がいいのか、一言で結構でござります。

○竹村政府参考人 ただいま先生から御説明ございましたように、この第十堰は、平時ではなくてはならない施設ですが、洪水時にはあつてはならない

なし旅説でござります
○林田委員 私も全くそのとおりだと思うのです。これも写真だけの判定で申しわけございませんが、昭和四十九年の洪水のときのこういう写真

これとしてこの写真を見たとき、まず、これは治
本上非常に厳しいなと思いましたのが、この左左尾
側でございます。この写真が撮られたということ

は、恐らくバイクが過ぎた後だと思います。ましてや飛行機が飛べるような状況ですから、いわゆる一番厳しい時間帯は過ぎた後だと思うのですけれども、それすらこの左岸側には、いわゆる

流というか、多摩川裁判を引き起しましたよう
なそういう迂回流の流れが見受けられる。なおか
つ、この右岸側、一番右側でございますけれど

見ただけでも、乱流というか波が立っているのがよくわかりますし、恐らくこれは、いわゆる局所洗掘というか深掘れというか、そういう事象が起

きる可能性があるんじゃなかろうか。
それと同時に、この堰本体そのもの、いろいろな写真を見せていただきますと、固定堰、固定連鎖式などが、これほどうも言葉は悪うございま

ですが、いわゆる離ぎはきだらけの壇というか、そういう意味合いで、ブロックで乱積みも、恐らく四トンもののか三トンものか、十何トンなんと、うブロックじやないようでございますが、そういうブロックをいわゆる乱積みの状態で置かれておる。すると、これは壇本体がもし流出いたします

と、恐らくこの堰をめぐる流出に伴う流れの乱れについては、とてもじゃないけれども予期せぬような流れが出てくるかと思うのです。

今までの出水の経過で、ある団体に言わせる
と、八十八年間出水がないじゃないかと言つてお
るようなことをちよつと新聞等で見受けられました
が、要は、この堰があることによつて、治水的

な危険性と「いうかそういうものを、具体的に河川局長も、建設省も、あるいは地元の消防団、どういう認識でおられるか、お尋ねしたいと思います。

○竹村政府参考人 吉野川は大変流れが急流で、そして洪水も日本の河川の中で最も大きな洪水を出す川でございます。一気にこの吉野川の大量を出す川でございます。

築いている徳島平野の方々を洪水被害の危険にさらしているわけでございますが、それを、現在私ども、河川改修を懸命にやると同時に、流域の水

具体的に最近の例で申しますと、去年、平成十九年防風の方々が毎年のように出水のたびに出動して、どうにかこの堤防の崩壊を免れていた現状にござります。

一年の七月、水防団がこの第十堰上流におきましたで、十七・四キロでございますが、そこで水防活動をやつております。月の輪という工法をやつております。

位が高くなつて、その水位が堤防に負荷をかけ、そして人々の住んでいたる堤防のところから漏れが噴き出すという現象がござりますので、水防局

の方々は人々が住んでいる側は大きなブリケを土のうでつくって、水が堤防から噴き出し土砂を洗い流すことを防止するための月の輪工法をやっています。

実は、そのときの水が噴き出した場所と川の中の水位の差が二メートルでございます。たった二メートルの差でもって実は吉野川の水が堤防を噴き出したという事態が去年の七月に生じております。実は、その二メートルと申しますのはハイウオーター、ハイウオーターと申しますのは、私ども

も技術屋が、この吉野川で洪水から守ってみせましょうという一つの目安の水位が十四・三メータ－でございますが、実は、水が噴き出したとき

には、それより四メーターも低いところで噴き出しているわけでござります。

ですから、私ども、この吉野川において、ハイウォーターハンマーにより危険な水位十四・三メーターハ

までどうにか守つてみせますが、水防団の方々の御尽力なくしては、現在この吉野川の安全性は守られない状況になつておりますし、今先生の御指摘のよう、二、三回電、またま、もし電が流出した場合

合の思わぬ流速の変化等による堤防の負荷がかかるのであり、あの四十九年の多摩川で起きましたよな、十九戸の流失ということで多摩川では済んだわけですが、これが二十九戸のうち十九戸が流失したのです。

いまでの、もし一たび堤防が決壊したら大変な被害になると私ども考えておりますので、万全を期してまいりたいと考えております。

○村田季良 池水流れる安當に済むたまひは
流れてくる量を減らすか、あるいは器を大きくすれば
るか、この二点が一番わかりやすいことかと思つ
んです。

流れてくる量、これはもうはつきり言つて、上流の方でのダム調節とかあるいは遊水地での調節とかあるんでしようけれども、いずれにしまして

合いで、私も現場現場でやつてきたのは、まさ
考えるのが河床の掘削でござります。第十堰の現
場で合致するかどうかわからませんけれども、ま

す河床が下りられないか、これに当然であります。日本の川はほとんど一〇〇%近くが海に注ぎ込んでおりますので、海の海底高との関係で、これやはり限界がある。

その次は、横幅を広げられないか。これは地図等の用地が潤沢にあるようなところであれば結構等地をなんですかけれども、恐らく中心市街地、市街地を流れている河川などというのはとてもじゃない。その次は、一番最後の手当てとして、水位を上げてもしようがない、要するにかさ上げ堤防とい

う対処の仕方があるんでしょうけれども、今の河川局長の答弁からいたしますと、河川をある面では預からせていただいている立場の方としてはいいわゆるヘッド、ヘッドといったらちょっと専門用語になりますが、水頭を要するに極力低くして処したいというのは、これは河川局全体のポリシーというか哲学というか、そういうものとして理解してよろしいですか。

○竹村政府参考人 私ども河川技術者の一番の原則は、洪水時に水位を一センチでも二センチでも下げるというのが大原則でござります。一つの手法としましては、上流でダムで流量を少なくするというような方法もございます。この吉野川におきましては、徳島県ではなくて高知県におきまして、早明浦ダム等、四百世帯の方々の犠牲の上に立つてつくったダムが、実は下流の徳島県を守っております。高知県の犠牲に基づいて徳島県が守られております。

今度は、徳島県の中におきまして、一センチで

も二センチでも洪水の水位を下げる事、つまり、人工的につくってしまったこの第十堰を、人為的につくった第十堰だから人為的にどうにか下げていこう、水位を下げるための工夫をしようと、いうのが私たちの原則的な考え方でございます。
○林田委員 ありがとうございます。全くそのとおりじゃなかろうかと私自身もある面携わった者として心強く思っております。ぜひその方向を曲げないように、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、治水上この堰は全く要らないものといふか、無用のものということをございますけれども、当然、これは長い歴史の中で、初めはやはり、ちよんまげ時代と言つたら表現が乱暴過ぎるかと思ひますが、その時代からの農業用水での嘗みといひますか、水との格闘であったのではなかろうかと思ひます。そういう意味合いで、この第十一堰にかかる利水者、農業用水あるいは工業用

るいは可動堰化の要望というのは結構あるんだと思うんですが、水にかかる方々、いわゆる利水受益者と申しますか、そういう方々の意見、思いうか。そういうのはどういうふうに伝わってきているというか、掌握されてるんでしようか。わかる範囲内で結構でござります。

時においてはこの堰は川の水位をかさ上げして水をとりやすくしている役に立っている堰でございますが、洪水には逆に邪魔をするということでおざいます。

私の今手元に持つてある全国の、取水をする利水者のためにこれはある堰でございますから、見でみますと、この第十堰はベストテンに入るほど多くの水を取水しております。三十四トンという非常に多くの水を取水しております。その中で、なおかつ二十トン以上取水している全国の堰を見ますと、固定堰は実はこの第十堰だけでござります。つまり、日本全国の中においても、非常に多く

くの水を取水している堰の中で、固定堰で残されているのは実は第十堰だけございます。

一つの考え方としては、未来永遠にその第十堰を手直し、手直しをしながら持っていくということも一つの代替案としてはございますが、流域の利水をしている方々は、一番効率的に、安全に、そして長い間確実に取水するというための堰にしていただきたいという要望が私どもに届いております。利水者からも、この不安定な固定堰をきちんとしてもらいたいという思いはあると私は認識しております。

○林田委員 恐らく、この堰があることによつて、徳島平野というのですが、吉野川平野といふのですか、あれそのものが存在するということ、これは過言ではなかろうかと思いますが、河川、それぞれ思い思い、その地域の方々あるいは時代の要請に応じて、いろいろな手が打つてこられま

すが、要は、水がはんらんするときは熊本市内の方にははんらんしないように、物理的に言えば、要するに薩摩側、いわゆる左岸側がはんらんするような手を打つてございます。あるいは堤防そのものも熊本市だけを守るために堤防で、片側は堤防がないところすら現在あるような状況でござります。

ますか。まとめていうような意味合いでお願ひしたいのですが、河川の流域で、それそれやはり長い歴史の中で培われた生活の実態等があろうかと思います。ある面ではこれは生き死にの問題、生きるという意味合いで、日ごろ、こういうきようみたいな天気のいい日もそれなりに苦みをやつていかなければいかぬ。そういう意味合いで、生きるということもありますし、いざ出水のとき、これはとんでもない事態も生じるわけでございま

体二十九年以降でござりますけれども、西日本の河川が資料が整ったのが昭和二十八年の災害、いわゆる二十八災というふうに表現しておりますけれども、ほとんど九州北部も含め、大体二十八八年を契機にいろいろな手当てが、観測網の整備すらそれから始まっているような状況でございます。いずれにしましても、生き死にの問題と、住民投票がどうのこうのというのは、いろいろな意見があるうかと思います。そういうものを含めまして、生命財産を守る、あるいは安定した生活基盤を整備するというのは、国として、ある面では最低というか、最小守るべき責務ではなかろうかと思う。そういう中で、こういう第十壇あたり、現在の進捗状況が、まだまだ現場には入っていないというような状況のようでございますけれども、今後の建設省としての取り組む基本的な姿勢といいますか、それをお聞かせいただきたいと思いま

が、今、河川局長とのやりとりを伺つておりまし
て、私もこの間、先月の二十六日に大阪の猪名川
で、享保五年といいますから、八台将軍吉宗のこ
ろにつくりました固定堰を今度は可動堰に改築
するという式典に出てまいりました。ここは流域
七市がありまして、大阪と兵庫県の間を流れる川
でございますが、ここは住民投票も何にもなく
て、皆さんの御意見が一致して、あと二年でゴム
で、「カワミタ」といふ、

式の可動堰が築かれることになりました。猿名川の場合は十年に一遍の洪水の予想、その下に左門殿川とか中島川とか神崎川とかいう川がありますが、これは六年に一遍ということでございます。

吉野川の場合は、百五十年に一遍か七十年に一遍、こういうことでございますが、明治六年にやつてきましたヨハネス・デ・レーク、これは吉野川に明治十七年に行つておりますと、この固定堰は後年何とかした方がいいという予言も残しておりますわけでございますが、淀川の改修とか、それからこの間木曾三川に行きましたら、木曾三川もこのデ・レークが三本の川をちゃんと分離する仕事をしております。

日本の明治維新、立ち上がりのときに、オランダのいわゆる技術を導入した、そういう方も指摘をしておりますこの吉野川の問題というのは、これは百九十四キロ、高知県の本川村瓶ヶ森を水源にいたしまして、百九十四キロのうち徳島に接するところは十四キロだけでございますけれども、ここで住民投票をやらされました。市で条例を決められて御意見を表明されたわけで、その中にも、九千三百六十七票の早くやつてほしいという少數意見もあったわけでございます。

私は、皆さんの代表の方々に建設省の大臣室にも来ていただきまして、今後皆さんの御意見を聞きながら、まだまだ調査費がついておるだけですがございまして、うわさでは千三十億、これは道路とか可動堰が一緒になつた場合でございますが、千三

感じであります。

平成九年の河川法の改正のときは、法律の目的として河川環境の整備と保全が位置づけられるとともに、また新しい計画制度が導入されて、河川整備計画の策定に当たり、地方公共団体の長それから地域住民等の意見を反映する手続が整備されたところでございますが、地域の意見を生かして河川整備を推進することが、今、制度として始動を始めた。

このような河川環境や地域特性を踏まえた河川整備に対する要請は、今後とも一層高まつてくると考えております。河川行政の使命を確実に遂行する一方で、多様な国民の要望にこたえるような河川行政を進めてまいりたい。

特に、コンクリートで固めた川には何とも言えない悲哀を感じます。のり面も、メダカやトンボそれからまたカタツムリがはい回るような、子供たちに自然の夢を与えるような河川というものはすべての母でございます。やはり地球といいますけれども、地球は陸の部分といういは三割しかございません。七割は海でございまして、その海上に自然の夢を与えるような河川といいます。やはり地球といいますけれども、地球は陸の部分といふのは世界のためだと思います。本當は、地球と言わざる水球と言つた方がいいのかもわかりませんが。その意味で、水というのの環境の保全というのは、世界的な、特に先進国としての日本の使命であろう、かように考えております。

○渡辺(周)委員 今大臣から御答弁いただきまして、非常に叙情的なと申しましようか、あるいは牧歌的な何かイメージが大変浮かぶような、大変前向きの御答弁をいただいたと思うわけあります。

まさに、地方分権、環境保全、中央の知恵と地方の知恵、これから地方の知恵、最も周辺の住民がどのような形でかかわっていくか、そしてあるべき姿をその伝統社会の中で築いていくか、位置

づけていくかということがまさにこれから問われるわけであります。また、環境保全、我々も保全というものを決して、昔のままがいいんだ、放置をしておくことが最善だというふうに言つている

のではありませんで、私の地元に狩野川という一級河川が流れております。かつては大変な大災害を引き起こしたところでありますから、そういう意味では、人の財産生命にかえて何よりも環境が大事だ。それだけを言つてはいるわけではないわけです。その点においては、今後どのような形でそうした視点を入れて、環境も含めた視点を重視するわけであります。

平成九年改正の後の河川行政の変化についてちょっとお尋ねをしたいわけであります。基本的な計画制度の変更ということで、ちょっとさかのぼってこの法について考えてみますと、二本立ての計画として、とりわけ河川整備計画の策定に当たっては、学識経験者の意見を聞いて、必要がある場合には公聴会を開催することができるように法の中に盛り込んだわけであります。そしてまた、まさに今大臣が御答弁されたよ

うな趣旨で、従来の治水、利水から、環境の保全ということを加えて考えようとした時建設省が説明をされました。そこで、お尋ねをしたいわけであります。

○渡辺(周)委員 現在どの程度の水系で河川整備基本方針あるいは河川整備計画を策定されたのか。そしてまた、当時の答弁の中で建設省は、積極的に公聴会というものを住民参加の手段としてありますけれども、現実問題、具体的にはどれくらいの回数が開催されたのか、実際問題として、具體的な数字として御認識をいただいているのであればここで御答弁をいただきたいな、そのように思つてあります。

○竹村政府参考人 法改正に伴いまして、平成九年以降の私どもの河川整備基本方針及び計画の策定状況についてお答えいたします。

まず、国が管理しております一級水系につきましては、昨年十二月に留萌川、沙流川、最上川、

豊川、由良川、大野川の六水系で河川整備基本方針を策定したところでございます。引き続きその

河川におきましては、河川整備計画を策定すべく現在作業を行つてある最中でござります。他の水系につきましては、基本方針及び整備計画の策定に向けて、現在、各地域で努力している状況にござります。

都道府県知事の管理している二級河川につきましては、上津浦水系等全国で九水系で河川整備基本方針が策定されまして、このうち上津浦川と気仙川の一水系では河川整備計画を策定いたしました。

もちろん、この河川整備計画の策定したところの二河川におきましては、河川法第十六条の二の四項、関係住民の意見を反映させる必要な措置といたしまして、河川整備計画が策定されたこの上津浦川と気仙川では、ともに、関係住民の意見を反映する方法といたしまして地域住民への説明会を開催して、質疑応答、意見交換等を行つたところでございます。

○竹村政府参考人 ただいま御質問の三河川につきましての河川整備方針及び計画の策定状況につきましてお答えいたします。

吉野川、球磨川、木曽川水系、木曾川水系といふのは徳山ダム関連でございますが、揖斐川を含みます。河川整備基本方針につきましては、現在、その策定に向けて各地域で検討中でございま

す。

ただし、改正河川法におきましては、河川整備基本方針及び河川整備計画が法施行後直ちに策定されるものではない、相当期間時間を要さざるを得ないという判断から、これらが定められるまでの間は、今まであった工事実施基本計画の一部を附則の第二条に経過措置として明記してござい

ます。

川辺川ダムに関する球磨川、そして徳山ダムに關します木曽川につきましては、これらの規定に基づきまして、昭和六十三年に改定された工事

具体的な問題につきましては、先般、前原委員も長時間にわたりまして質疑をいたしました。こ

こでは時間の関係で割愛をいたしますけれども、質問の意図は御理解をいただけるかと思うわけであります。それではこの吉野川の基本方針及び整備計画は一体いつ策定されることになるんだろうか。

そしてまた、重ねてお尋ねをしますが、川辺川、それから揖斐川特に揖斐川上流の徳山ダム建設区域付近、最近はオオタカのよう貴重な生態系の生存地としてまた重要性が指摘をされています。そうした個別の三つの河川について、いわゆる平成九年改正の法の精神といったものが生かされていくのか、その点について、この三河川について、基本方針それから整備計画の策定状況について御答弁をいただきたいと思います。

○竹村政府参考人 ただいま御質問の三河川につきましてお答えいたします。

吉野川、球磨川、木曽川水系、木曾川水系といふのは徳山ダム関連でございますが、揖斐川を含みます。河川整備基本方針につきましては、現在、その策定に向けて各地域で検討中でございま

実施基本計画、六十三年は球磨川でございます、そして、平成六年に改定された木曽川水系の工事実施基本計画に基づきましてこれらの事業が進められております。

なお、吉野川水系におきましては、昭和四十九年、五十年、五一年と大きな水害に見舞われましたので、昭和五十七年に吉野川の工事実施基本計画を改定しております、これに基づきまして第十堰の改築事業が位置づけられておりまして、現在、吉野川水系において、第十堰について今後流域の方々から広く意見を聞きまして、種々の代替案も議論の対象といたしまして対話を積み重ねて、この事業の進め方について流域の方々と議論して内容を詰めてまいりたいと考えております。

○渡辺(周)委員 従来の御答弁と変わらないわけあります。広く意見を聞くということはもちろんでございます。

ここで、ちょっと大臣にお尋ねをしたいわけでございます。前回から特に吉野川の問題、それ以外にも、公共事業と地域住民のさまざまなる要望あるいは環境団体からのいろいろな意見も含めてござります。そんな中で、今、計画の策定などが立派な特徴的な三つの河川を私どもは挙げたわけございます。そんな中で、今、計画の策定などが立派な特徴的な三つの河川を私どもは挙げたわけございました。

現実問題として、こうした平成九年改正の法の精神を、どのような形でいつごろまでに具現化をするのか。もちろん住民の意見聴取というものもある。それらを総合的に判断をされるというこれまでの御答弁がござりますけれども、その点について認識をどのように持つていらっしゃるのか、大臣に一言いただきたいと思います。

○中山国務大臣 この間、明日香村へ行つた帰りにいわゆる亀の瀬という、大阪の二上山とそれから信貴山の間、これは私もびっくりしたのですが、大阪にいながら知らなかつたのですが、あそこは日本一の地すべりの上に大和川という川が乗つているのですね。それに対しても、直径八メートルの百メートルのくいを四十一本打つて、動く

地すべりの地盤をとめているという大変な工事を見せてもらいまして、大変私も勉強になりました。

考えてみると、先ほど御答弁申し上げました中にも、二十六年ぶりに猪名川で固定堰が可動堰に改修をされる。それから、今申しました大和川といふのは、中甚兵衛という人が十八歳から六十八歳まで、五十年かかつて大和川を北へ流れしておりましたものを大阪湾に直接流す。何で大阪の真ん中を流れているのに河内川とかなんとか言わないのかなどといふと、その地すべりのところがもし遮断されると奈良県が全部湖になるそうでございません。

市が関係していく、この川が十年に一遍とか六年に一遍のはんらんが予想されておりましたから、それは時間がかかるて当たり前だなと。先ほど申しましたヨハネス・デ・レーケが明治七年に淀川水系、ずっと今まで上がつて調査をしておりますが、それがまた二十数年かかつて、淀川というの大坂のど真ん中をよぎつて真つすぐ流れれるあの川。そう考えてみますと、何も今、慎重に皆さんの御意見を聞きながらどうしたらいいかというの、長いスパンで私は考える必要があるのではないか。

特に、今御指摘のありました吉野川というのは、七十年に一遍とか五十年に一遍とかいうこれまでの御答弁がござりますけれども、その点について認識をどのように持つていらっしゃるのか、大臣に一言いただきたいと思います。

○中山国務大臣 この間、明日香村へ行つた帰りにいわゆる亀の瀬という、大阪の二上山とそれから信貴山の間、これは私もびっくりしたのですが、大阪にいながら知らなかつたのですが、あそこは日本一の地すべりの上に大和川という川が乗つているのですね。それに対しても、直径八メートルの百メートルのくいを四十一本打つて、動く

これは慎重に、河川法の改正の趣旨に従いまして着々と準備を進めていくことが私は大切ではないかなと。

そういう意味で、河川法改正に関しましては、河川整備基本方針及び河川整備計画が、法施行後直ちに策定されるのではなく、相当期間を要さざるを得ないことから、これらが定められるまでの間の工事実施基本計画の一部を河川整備基本方針及び河川整備計画とみなすことを附則第二条に経過措置として規定をいたしております。

一級水系につきましては、昨年十二月に河川整備基本方針を策定した大野川等六水系、先ほど河川局長から六つの水系の話を御答弁申し上げましたが、現在、河川整備計画を策定すべく具体的に作業を進めおります。他の水系についても、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に向けて

河川局長から六つの水系の話を御答弁申し上げましたが、現在、河川整備計画を策定すべく具体的に作業を進めおります。他の水系についても、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定に向けて

鋭意努力を進めてまいる、なかなか一朝一夕には皆さんとのコンセンサスを得られないと思いますので、建設省としても、それは皆さんに御理解を得るために大いに努力をいたしたい、かように考えております。

○渡辺(周)委員 今、まさに御答弁をいただいたわけでございます。せひともその意見を、これは大変国民が注視をしているんですね。ただ、一河川の治水あるいは周辺住民のみならず、これはもちろん周辺住民の方にしてみると、遠くから何を言つておるための大いに努力をいたしたい、かように考えております。

特に、今御指摘のありました吉野川というのは、七十年に一遍とか五十年に一遍とかいうこれまでの御答弁がござりますけれども、その点について認識をどのように持つていらっしゃるのか、大臣に一言いただきたいと思います。

○中山国務大臣 この間、明日香村へ行つた帰りにいわゆる亀の瀬という、大阪の二上山とそれから信貴山の間、これは私もびっくりしたのですが、大阪にいながら知らなかつたのですが、あそこは日本一の地すべりの上に大和川という川が乗つているのですね。それに対しても、直径八メートルの百メートルのくいを四十一本打つて、動く

そしてまた、それが果たして行政をどのような形で動かしていくことができるのか、これは大きな本当に私は転換期にある象徴的な一つの課題だと思っております。

そういう意味では、政治的な決断というものが歴史に残るわけございまして、その点につきましては、大臣もしくは建設省の皆さん方にぜひとも重く受けとめていただいて、この問題だけに時間を割けませんけれども、御判断をいただきますように御期待を申し上げたいと思うわけであります。

時間が私も決まつております。そんな中で、改めてもう一つ大臣に御認識を伺いたいわけであります。どの程度河川環境の整備保全ということが実行されているかについての御認識をお尋ねしたいと思います。

平成十二年度の河川局の予算概要を見てみたわけであります。が、来年度の新規事項に河川環境の保全にかかるという事業が一切ございません。重点項目の経済新生特別枠の中には若干の配分も見受けられるわけでありますけれども、河川局全体の予算から見ると微々たるものである。そうしたことを考えましたときに、反面で、従来から行つてある大规模土木が今年度も相変わらず予算がついている、この点が、まさに従来型土木と批判される公共事業であります。予算配分だと我々は認識をするわけであります。この点について

いま一度、大臣はどのように御認識をお持ちか、聞かせていただきたいと思います。

○中山国務大臣 これは、河川環境保全のための事業というものは、大部分が治水のための事業と一体化をして行われておると思っておりますので、環境保全のための予算額を分離して算出するといふのはなかなか困難だと思います。河川環境整備事業というのは、専ら水質の改善とか河川敷の整備を行う事業の予算名でございまして、河川環境保全のための事業の一部、こう考えいただければいいかと思います。

いわゆる日本がどうして復興するかという経済

発展ばかりを頭に置いておった時代には、なかなか環境の問題なんかには配慮がなされなかつた時代は、とにかく川が危ないからコンクリートで固定めると。これが、現在はつと気がついてみたら、いろいろな意味で自然環境に影響を与えていたようなところがござります。

しかも、良好な自然環境を求める国民の意識の変化を受けまして、魚類だと植物とか、いろいろな生物が生息しやすいような川を考える時代が來た。真っすぐ流れるものを蛇行させてみたり、それからまた、護岸を土で覆われた、植生を大切にするようなものに、自然環境を最大配慮するということです。かり予算の中で、分離して考えることはできませんけれども、懸命にそのための努力はいたしておりますといふことを御答弁申し上げたいと思います。

○渡辺(周)委員 ゼひ目に見えるような形で、これは従来の開発型行政から環境保全という視点がまさに盛り込まれた、その点についてやはり予算措置という中で、ぜひとも今後国民の皆さんに目に見える形をつくりいただきたいなというふうに考るわけでございます。

時間の関係で、あと二問ほど御質問をさせていただきます。

この法案のそもそも部分についてありますけれども、いわゆる管理が委譲されるということについてでございます。この点について、ますこ

の法の財政的な負担について、今後どのようになるかといふことをつづいて、河川局長にお尋ねをしたいわけでございます。

例えば、法改正によって都市基盤河川改修事業及び河川環境整備事業が市町村長も施行することが可能となる。これは、ある意味では、その域内の独自の行政需要によって、都道府県との調整を待たずして迅速に事業に取りかかれるということ

が一つの利点だと当然考るわけでありますけれども、結果的には、この財政的な点を考えますと、これは今後調整を待つていかざるを得ないのではないだろうか。

市町村がある程度独自の発案ということでやつても、なかなか、これは上部団体である県と財政負担についていろいろな協議を今後進めていかなければならぬ。そうしましたときに、事前にこうした形で、どのような形で協議をしていくかといたことについて整理をしておいた方がいいのでありますとか、あるいは水上の緊急物資の輸送、あるいは当然観光客の一つの目玉、いろいろなことにつきましてお尋ねがございました。

○竹村政府参考人 今回の法改正によりまして、市町村の発意によってできる事業と県との調整につきましてお尋ねがございました。

一級河川の直轄管理区間におきましては、国が直轄で行う改良工事については、都道府県はその費用の三分の一を負担することとされておりま

す。これと同様に、市町村が行う工事につきまして、都道府県に費用の三分の一の負担をお願いすることになるわけでございます。ですから、ど

うしても調整が要るようになります。

このように、都道府県にも一定の財政負担をお願いすることになるわけでございます。

実施に当たりまして河川管理者である建設大臣に協議する際には、都道府県と必要な連絡調整を行

い、円滑に事業が行われるよう、私ども国も、都道府県及び市町村長に対し、よくこの内容を周知

し、調整がスムーズにいかれるよう最大限の努力ををしてまいりたいと考えております。

○渡辺(周)委員 ゼひ、そういう意味では、地方分権とあわせてこの財源論というのは必ず出てく

るわけでございまして、これはどの地方自治体からも要望が出ているところであります。

この議論はまたにしまして、一つ個別の問題として、大変恐縮ですが、例えはという形で具体的な例を一つ挙げて、御答弁をいただきたいと思いま

す。

これは静岡県の沼津市の例でございまして、いわゆる舟運構想を今持っています。中心市街地の活性化事業の一環として、先ほど申し上げた一級

河川狩野川、河川空間のその周辺を潤いとにぎわ

いたいと思います。

市町村がある程度独自の発案ということでやつても、なかなか、これは上部団体である県と財政負担についていろいろな協議をしておいた方がいいのでありますとか、あるいは水上の緊急物資の輸送、あるいは当然観光客の一つの目玉、いろいろなことにつきましてお尋ねがございました。

○竹村政府参考人 今回の法改正によりまして、市町村において直轄河川区

域内の河川工事を実施することが可能となりま

す。その際、私ども、治水上の観点から、直轄工事においても対応できるもの、または調整できる

ものを沼津市と密に連携をとつて実施してまいりたいと考えております。

○渡辺(周)委員 終わります。

○前原委員 民主党の前原でございます。

河川法の審議でござりますので、まず河川法について、一問だけ前もつて総括的なことについてお話を伺いたいと思います。

私がきょう質問をする内容については、熊本県の川辺川ダム計画についてがメインでございま

す。

この川辺川ダム、私も現地に行かせていただきまして、いろいろな方々にお話を伺つてまいりましたけれども、この川辺川ダムは計画から今三十

年が経過をしております。確かに関連事業については進んでおりますので、計画変更をしてから

したけれども、この川辺川ダムは計画から今三十三年が経過をしております。

しかし、ダムそのものの本体事業についてはまだ取りかかっていないということでござります

が、この川辺川ダムについては、平成九年に改正をされました新河川法に照らして、例えば環境の

問題にさらに検討を加味するとか、あるいは周辺住民の方々との話し合いを持つとか、新たにこの川辺川ダムを平成九年度に改正をされました河川

法に基づいてある程度見直す余地があるのかどう

なのか、その点について大臣から御答弁をいただ

○中山国務大臣　お答えを申し上げます。

起きております。この洪水については、いろいろと推測も含めて、地元の方々で言われている部分がござります。それは何かといいますと、昭和三十五年に球磨川本流の上流に市房ダムというダムができておりますけれども、そのダムができる後になりました。昭和四十年の洪水になつてはいるわけでござります。

きょう、委員長から御提示をいただきました予備的調査の資料、かなり詳細にわたつて我々も予備的調査をさせていただきまして、このことについても質問事項に入つております。したがつて、政府側としての答弁というものは、特別の雨だった、こういう答弁内容が書かれておりますので、改めてこれについて質問するのはこれまで時間のむだというふうに思うわけでござります。したがいまして、さらに突っ込んだ議論をさせていただきたいというふうに思つています。

少し我々腑に落ちない資料がござります。それは市房ダムの当時のいわゆる放流流入記録というものでござります。以前、質問主意書の回答の中で答弁があるものでございます。これは政府から出された答弁資料でござりますけれども、洪水時には風波等による貯水位の振動の影響を排除し、流入量の適切な値が得られるよう、通常十分間程度に設定をしている、つまり流入量それから放流量についてのデータというものについては十分間程度にしておるということなんですが、このあたり、市房ダムについては一時間なんですね。

熊本県の民主党の県会議員の鎌田議員という方にお願いをして、熊本県からその当時の、昭和四十年六月二十九日から七月四日までの市房ダムの流入量それから放流量そして貯水位というものについての表を送つていただきました。なぜ一時間なのかな?ということ、まずそれから伺いましょう。

大臣、何でこれは一時間なんですか。

○中山国務大臣 ちようどきのうの晩、テレビを見ておりましたら、球磨川を衛星放送の方でやつておりまして、いわゆる観光用の、翠嵐楼と言ひ

ましたか 翠嵐橋という旅館の前から船頭さんか二人ついていくのと、それから片一方では、ゴムボートでヘルメットをかぶつて急流を下るのを見ていまして、先生のお顔を思い出しながら、そのテレビの番組を見ておったわけでござります。今の御質問でござりますが、これは本当は河川局長あたりから、技術者として専門家からお答えをした方がいいのかもわかりませんが、昭和四十年当時は、コンピューターなんかによる雨量データとか水位データ等の処理が未発達でございまして、技術的には一時間ごとに測定の記録をするのが精いっぱいだったということをございます。そのためには建設省の指導でも、ダムの流入量とか放流量の記録については一時間ごとに記録、報告を行うこととしておりましたようございまして、熊本県においてもそれに基づいて市房ダムの記録をとつていたもの、先生がおっしゃったように二、十数年間たっておりますから、今は大変コンピューター技術も発達しておりますので、この間、Y2Kのときは何か全国で四カ所ぐらいちょっとと狂いがありましたがほとんど狂いがなかつたと、いうことでございまして、これからはもう御心配がないと思つております。

○前原委員 我が党は、基本的に政治家同士の議論ということで大臣に御答弁をお願いしたいといふふうに思つておりますが、もし大臣、専門的なことに携わるということであれば、どうぞ河川局长に振つていただきて結構でござります。その点についてはちょっと細かい議論をしていきたいと思いますので、結構でござります。

それで、今おっしゃつたように市房ダムについては一時間だということなんですが、別の資料がありまして、この球磨川の市房ダムの下に幸野ダム、幸いの野原の野というダムがあるのですね。コウノダムというのかサチノダムというんですか、コウノダムだと思いますが、このデータは、逆に昭和四十年当時、十分間隔でとつてているのです。

もっと不思議な点は、市房ダムがいわゆるビ

くになつた。財布を手に持つて河川局長が江量ともピークになつた時点になると、この幸野ダムまで一時間単位になつちやつてゐるのですね。つまり、直前までは十分単位で計測してはいたものがその直下の幸野ダムについては一時間単位に変わつちやつてゐるのであります。何かこれは私はデータの抹消というふうにとられても仕方がない部分があるのでないかというふうに思つておるのです。市房ダムは確かに県からいただいた資料は全部一時間単位、しかし、幸野ダムについてはピークになる直前まで、十分単位で、ピークになつた後以降が一時間単位になつてゐる。これは私は非常に不思議でなりません。何か意図的な作為があつたのではないかと思ひざるを得ないのであります。なぜこういうことを申し上げるかといいますと、一時間というのはかなり長い時間ですね。洪水というのは刻一刻と変化をする、それは先ほど大臣が御答弁をされたとおりです。つまりは、そういう刻一刻と変化する、だからこそ十分単位で今やろうということことで建設省もやられているといふことなんですねけれども、ひょっとしたらその平均値が出てきているのじやないか、一時間単位にすれば。十分単位にすればもうちょっとでこぼこがあったのではないか。

○竹村政府参考人 ただいま御指摘の幸野ダムと申しますのは、市房ダムの下流にあります電力のダムと承知しております。

現在、私ども、事前にこの幸野ダムのデータを入手することができますので、この段階では、幸野ダムがどのような操作または記録をとっていたかというのはこの場ではお答えできなきことございますので、また必要があればきちんと後ほど、または別の機会に、その幸野ダムのデータが入手できた段階で、そのダムの管理者または責任官庁からお答えがあるのかと考えております。

なお、市房ダムでございますが、市房ダムだけが昭和四十年当時一時間単位のデータを記録して入ったときは、コンピューターは全く事務所ではなく、タイガー計算機で手回しで計算をしていましたのではなくて、当時、私も四十年当時は建設省に入つております。四十五年当時、建設省に入つたときは、コンピューターは全く事務所にはございませんので、この四十年当時のデータは、先ほど大臣が御説明しましたように、一時間単位で記録をとるのが精いっぱいだったというのが実態だと私は思います。

では、一体ダムの操作はどのようにしていたのか。一時間ごとにしていたのかということは、これは実は違います。いわゆる具体的な市房ダムの操作につきましては、ダムの湖面、湖面の水位というのはダムの管理所のすぐ近くにございますので、ダム湖面のフロートを見ながら、フロート

というのは浮きを見ながら、今何メーターチのところに来ているということは、ダムの管理所の職員は自分の肉眼で見ながらダムの操作を行つております、一定率一定量と申しますか、専門用語で大変申しわけありませんが、ある洪水のピークになるとでは一定率のダムの中でため込もう、そしてあるピークを超えて以降は洪水の一定量をダムでため込んでいこうという、事前に定められました操作規則に基づきましてゲートのきめ細かい操作、一時間ごとに操作をしているということではなくて、必要があれば五分ごとに操作もすること

もあります。

その結果、今議論になつておる四十年の洪水におきましては、八百六十トンのダムの流入量のうち三百四十トンをダムで貯留いたしまして、安全に五百二十トンの流量を流したという実績になつてござります。

○前原委員 私が質問したことだけに答えてもらえば結構です。

要は、市房ダムは一時間ごとの記録しかない。そして、幸野ダムについては、流入量、放流量、ピークになる直前までは十分単位でやつていたのに、それ以降は一時間単位になつていて。何か証拠隠滅と疑われても仕方のないような状況があります。

委員長、今大臣あるいは河川局長から答弁がありましたけれども、この幸野ダムの細かな精査、なぜ直前までは十分単位でその後が一時間単位

なのがということ、十分単位の資料があると思

います。これはぜひ調べていただいて、この委員

会に、私の質問の内容の非常に根本的な部分でござりますので、調査をして提出をしていただきよ

うにお取り計らいをいただきたいと思います。

○前原委員 長、質問のことだけお答えください。

○前原委員 よろしくお願ひします。

○前原委員 理事会で詰ります。

○前原委員 私は、市房ダムが人吉に対してすべて流れ込んでいる川の源ではない。したがつて、市房ダムだけの責任で異常な洪水が起きたかどうかといふことは、これは相関関係というもののは必ずしもあるとは言えないとおもします。

それで、市房ダムが人吉に対してすべて流れ込んでいる川の源ではない。したがつて、市房ダム

ものは、これは人吉の方々の多くが、ダムがで

きたことによつていわゆる今までと違う、経験しないことだと思います。大変なことだと思います。

○前原委員 ただいま御指摘の幸野ダムと申しますのは、市房ダムの下流にあります電力のダムと承知しております。

現在、私ども、事前にこの幸野ダムのデータを入手することができますので、この段階では、幸野ダムがどのような操作または記録をとっていたかというのはこの場ではお答えできな

きことないよう洪水が起きたといふに感

じておられるということは、私はこれは非常に難

しいことだと思います。大変なことだと思います。

○前原委員 ただいま御指摘の幸野ダムと申しますのは、市房ダムの下流にあります電力のダムと承知しております。

現在、私ども、事前にこの幸野ダムのデータを入手することができますので、この段階では、幸野ダムがどのような操作または記録をとっていたかとい

うことはございません。私は、幸野ダムが人吉

に対してお答えできな

くことございません。私は、幸野ダムが人吉

に対してお答えできな

</

てこういう公の場で申し上げることじやないので、私は言いませんけれども、ダムの管理者の方々は一生懸命やられているという前提に立つて、しかし、すべて過失というものはあるんです。人間ですから過失というのがある。業務上の。人間ですから過失といふものがある。だから、そこについての問題点といふのを、つまり、ダム万能主義というものを過信し過ぎると、先ほど河川局長が答弁されたように、最終的な調整といふのは人間が行うわけです。目で見て、そしてどれだけの放流をするかとおいて、ダムが仮に、いわゆる人的な過失、故意じゃないですよ、過失において洪水を増長する可能性は私はあると思つてゐるわけです。だから、その点を確認したいと言つてゐるわけです。

つまり、どういうことかといいますと、ダムには水が満杯になっている、昭和四十年の七月の市房ダムのような状況のとき、二百八十三メートルの水位で、もう二百八十メートルぐらい来ている、こういう状況において、どうすれば、いわゆる川に入ってきた流入量よりも放流量の方が多いのかということの目安というのは、これは簡単なんですよ。水位が上がり続けている、これは流入量の方が多いんです。水位が一定の場合、これは流入量と放流量が一緒なんです。水位が下がつてしまつた場合、これは流入量より放流量の方が多いわけです。そうですね。ダムが満杯になつたときには、これは決壊、つまりオーバーフローといふのを防ぐためには、さつき河川局長がおっしゃつたように、要は目視でダムの調整を行なうわけですね。

つまりは、入ってきた水よりも出る水の方が多いときはあり得るわけです。つまり、目いっぱいになつて、これは大変だということになつて放流をした場合に、水位が下がつたということは、その時点において流入量よりも放流量の方が多いなつているわけです。それにおいて、つまり、流入量よりも放流量の方が大きくなつて、逆にそれがある地域において洪水を引き起こすという可能

性はあるんじやないかということを申し上げています。時間がありませんので、あるかないかで、その一言で結構です。

○中山國務大臣 人のやることでござりますから失敗がありますし、コンピューターにも誤作動ということがありますし、これはいたし方がないと思います。私も、ふろの水を一生懸命出して、とめのを忘れて廊下まで水が出たことがあります。

このごろのふろはうまく排水するようになつてますから、じゃあ流しても廊下まで出なくなつた。

そんな恵みが積み上げられていく状況で、私は、この間、どこかでキャンプに行つた方が、サインが鳴つたのに、ダムが放流をするというこ

とを知らずに、キャンプ場でまだ大丈夫だらうといつて遊んでいらしたその姿のニュースの画面を今思ひ浮かべながら先生のお話を聞いていたわけ

でございます。

万に一つの失敗もダムのよんなところでは許さ

れない問題であつて、これは以前にそういうこと

があつたのではないかといふことから御心

配をなさつていらつしやると思ひますが、我々は

専門家を建設省にたくさん、地方事務所、河川管

理事務所なんかで努力をしていただいている方々

のその努力に、私は、たまたま失敗があるかないかと言われば、方に一つ、全くありませんといふことは御答弁できませんし、ありましたといふことは御答弁できませんので、その辺は、私も十

月五日からしか大臣をしておりませんし、ここにいらっしゃる専門の方々でもずっと同じ仕事をしていらっしゃるわけじやございませんので、そ

の御質問に対する答弁といふのは、この程度でし

○前原委員 河川局長、イエスかノーかで、一言だけで答えてください。

○竹村政府参考人 今、先生の御指摘のようなこ

とが現実問題としてはり得るという前提で、私

つけ焼き刃の勉強でござります。私も

わからない方々がほとんどだと思います。私も

法なのかなということをお話させていただきたいと

か、その一言で結構です。

○中山國務大臣 人のやることでござりますから失敗がありますし、コンピューターにも誤作動ということがありますし、これはいたし方がないと思ひます。私も、ふろの水を一生懸命出して、とめのを忘れて廊下まで水が出たことがあります。

このごろのふろはうまく排水するようになつてますから、じゃあ流しても廊下まで出なくなつた。

そんな恵みが積み上げられていく状況で、私は、この間、どこかでキャンプに行つた方が、サインが鳴つたのに、ダムが放流をするというこ

とを知らずに、キャンプ場でまだ大丈夫だらうといつて遊んでいらしたその姿のニュースの画面を今思ひ浮かべながら先生のお話を聞いていたわけ

万に一つの失敗もダムのよんなところでは許さ

れない問題であつて、これは以前にそういうこと

があつたのではないかといふことから御心配をなさつていらつしやると思ひますが、我々は専門家を建設省にたくさん、地方事務所、河川管

理事務所なんかで努力をしていただいている方々のその努力に、私は、たまたま失敗があるかないかと言われば、方に一つ、全くありませんといふことは御答弁できませんし、ありましたといふことは御答弁できませんので、その辺は、私も十

月五日からしか大臣をしておりませんし、ここにいらっしゃる専門の方々でもずっと同じ仕事をしていらっしゃるわけじやございませんので、その御質問に対する答弁といふのは、この程度でし

○前原委員 河川局長、イエスかノーかで、一言だけで答えてください。

○竹村政府参考人 今、先生の御指摘のようなことが現実問題としてはり得るという前提で、私

思つわけありますけれども、川辺川ダムというのは、六月から十月が洪水期に当たるのではない

か。そのうち洪水期が来るんじやないかといふことは、もちろん善意で、また職務上一生懸命それを追求しようとして、しかしながら、過失が起きた可能

性はある。つまり、ダムといふのはそういう危険性があるんだということをやはり我々は認識しなきやいけないということなんですね。

私は、それを前提として次の質問に移りたいんですけども、要は、人吉に行きました、多くの方々が心配されているのは、市房ダム、そういう不安というものが頭の中に残つてゐる。その中

で、市房ダムよりも大きな許容量の川辺ができるときに、これは本当に統合管理は可能なんだろうか、こういう心配を持たれるのは私は仕方のないことだと思つてゐます。

今から川辺川ダムの調整の方式についていろいろ細かい議論をしていきますけれども、つまりは、先ほど申し上げたように、過剰放流ではなくても、流入量イコール放流量という形でダムの決壊を防ぐためにそのまま流すという状況になつたときに、仮にそのピークが重なり合つたときに、これは逆に洪水といふものが増幅される可能性というのは十分あり得るわけです。そういうものを心配されている。つまり、統合運用は本当に可能なかどうなのかといったところをこれからちょっと具体的に問い合わせていきたいというふうに思ひます。

この川辺川ダムの調整方法といふのがいわゆる不定率調節方式、一般的にはなべ底調節方式、このふうに言われているということでございま

す。建設省の指針の中でも、効率はよいが操作が困難というふうにされておりましまし、前回、民主党の部会でこの川辺川ダムの経過について御説明いたいたたときには、横塚河川局開発課長も、長時間の雨にはダムは弱いといふこともおつしやつてゐるわけございます。

わからぬ方々がほとんどだと思います。私もつけ焼き刃の勉強でござります。私も

いろいろな雨の降り方といふものが想定をされ

いますので、その点は御相談しながら御答弁をいたいたら結構です。

まず一つは、今、川辺川の国営かんがい事業、利水事業で裁判が起きております。被告は国、そして原告は、受益者である方々が実はこういう訴訟を起こしている。三月十日に結審がありまして、九月の初めに判決が出る、こういうことでございます。

国としては、もちろん敗訴はないという前提に立つて物事を進められているとは思いますけれども、仮に敗訴した場合には、これは計画変更しなきやいけないということで、後者については一般論で結構でございますので、仮にそうなった場合にはどういう状況になるのかということについて御答弁をいただきたいと思います。

○谷津政務次官 先生おっしゃいましたおり、国が敗訴するということは想定しておりません。この計画につきましては、土地改良法の規定に基づいて有効に成立しているものというふうに考えております。

仮に計画変更が起きた場合ははどうなっていますね。(前原委員「敗訴です」と呼ぶ)敗訴といふことは考えておりませんから。

○前原委員 国のお答えとしてはそれが限界であります。国としては、裁判、判決が出るまでは、負けることは当然想定していない、そういう御答弁だと思います。

国にとつては不吉なことかもしれません、敗訴した場合の前提に立つていろいろちよつとシミュレーションしていかたいというふうに思つております。敗訴という前提でなくて結構です、計画の変更ということで結構でござりますけれども、これは、農水省が、仮に国営事業であろうが何であろうが計画変更するということになつたときには、ダム全体の計画を変えなきやいけないということになると思うんです。

つまり、特定多目的ダム事業というものの中に四つの目的があるわけですね。治水、二つ目が利水、三つ目が発電、そして四つ目がいわゆる流

量調整、こういう四つがあるわけでございますけれども、特定多目的ダムをつくるに当たつて、その目的の一つでも計画変更した場合は、ダムの事業そのものを変更しなくてはいけないと思うんですが、これについては建設省になるんですか、建設大臣になるんでしょうか。御答弁をいただきたいと思います。

○中山國務大臣 これは今の政務次官の御答弁のとおり、私どもと農林省の問題でござりますので、建設省としては今何とも申し上げられないと思ひます。

○前原委員 法律的なことで結構でございます。

敗訴とかを前提にしなくても、仮に農水省が計画変更をされるというときには、要は多目的ダム事業そのものの一つの柱の変更になるわけでございまして、ダムそのものの見直しといふものが避けられないと思うんですが、その点弁いただきたいと思います。もし大臣おわかりにならなければ、局長で結構です。

○竹村政府参考人 私どものダム事業は、特定多目的ダム法に基づいて実施しております、その利水者、そして治水を受ける受益者である都道府県という関係者と協議をしながら、そしてきちんと告示、または議会の議決を経ながら進めております。特ダム法の中におきましても、事業の変更をする場合の手続ももちろん記述されております

ので、事業のプロジェクトの変更といふのは当然理論上あると思つております。

この川辺川ダムにおきましては、治水の必要性は何ら変わらない、そして、農水省が実施しております。敗訴という前提でなくて結構です、計画の変更といふことで結構でござりますけれども、これは、農水省が、仮に国営事業であろうが何であろうが計画変更するということになつたときには、ダム全体の計画を変えなきやいけないということになると思うんです。

つまり、特定多目的ダム事業というものの中の正正常な維持の保全、私ども、この内容は現在全く変わつておらず必要なものと認識しております。

ムそのものの計画の見直しもしなければいけないことが法律的に確認をできたわけでござります。

したがいまして、九月の段階でどういう判決が出るかということに関して、これは大きくダムの事業にかかわってくるということでございまして、ぜひこの判決について見守つていきたいし、我々としては、ことしも平成十二年度の予算案の中で川辺川ダムの関連事業については満額の回答が要望で出しておりますけれども、これは建設大臣、九月の判決といふものが一つの大きな柱なんですね。したがつて、その推移を見ながら、当然物事の着工あるいはどうするかということは決められるべきだと思うのであります。その点弁いただきたいと思います。

○谷津政務次官 先生、この裁判につきましては、農林省の計画に対する裁判であつて、ダムの方の裁判とは違います。その辺誤解のないようにお願ひします。

○前原委員 いや、誤解じやないですよ。今さつき河川局長がおっしゃつたように、農水省の計画の見直しが迫られたときには、これは特定多目的ダム法に基づいてダムの計画そのものを見直さなければいけないわけです。だから誤解じやないんですね。だから、大臣、さつきの私の質問に答えてください。

○中山國務大臣 まだ第一審でござりますし、日本は三審制度になつておりますので、そのときはそのときでまた先生方からいろいろな御指摘を受けながら考えたらいふことで、四百年に百回も起つている水害をどうするかというのが我々建設省の基本的な考え方でござりますので、再々そういう計画をどういうふうにするかというのは確固たる信念で皆計画をしておりますので、裁判所が

おります。

○前原委員 今御答弁がありましたように、四つた裁判所の御判断も尊重しなきやいかぬと思って

全く同感であります。

裁判所は三審制であるというのは、それは事実であるからそのとおりでありますし、四百年に百度ですか、私はそれは知りませんでしたけれども、非常に洪水の多い地域であるということで、その中でダムの計画が出てきたんだろうということは、それは理解をしておりますし、また、地元においては、ことしも平成十二年度の予算案の中でもダムに対する要望が昔からもあつたといふことはよくわかつております。

ただ、反対あるいは非常に危惧する意見もあるという中と、あとは三十三年という非常に長い年月が経過した中で、計画変更というものがあり得ていんではないか、こういうことを私は申し上げているわけであつて、洪水をいかにくしていくのか、そして、流域の住民の方々の生命と財産をいかに守つていくのかということの問題意識は全く一緒でございます。

これは答弁は結構でございますので、一つだけお話をさせていただきたいと思うんです。

つまりは、三十三年たつて流域の環境もかなり変化したということを申し上げたいんです。先ほどから一九五九年、平成七年の水害の比較をいたしましたと、ピークのときに流域に降った平均の二日間の雨量というのは、昭和四十年が四百一ミリ、そして平成七年が四百四十七ミリなんですね。つまり、平均の二日間の雨量というのは平成七年の方が多いということなんです。そして、人吉におけるピークの流量については、秒当たり三千九百立米。そういうことで、昭和四十年と平成七年、これは全く一緒なんですね。

それで、実は被害がどうだったのかといえば、死者が昭和四十年は二人で、平成七年はゼロであります。そして、損壊家屋あるいは流失家屋の合計は、昭和四十年が六十四戸、そして平成七年が二千四百四十七戸で、平成七年が百二十五戸と

をやつたりブラジルに移民をやつたり、明治維新から後の政府の考え方というのは、人口をいかに抑えるかということだったんだろうと思ひます。それが今一億二千万以上になりました。それに、大都市に集中して、どうしても人間は川の流域に住もうという本性みたいなものがあります。それは、水というものが、扱いによっては、人間が生きていく上で重要な資源を提供しますし、そういうことも含めて、農業とか、いわゆる水産業、先ほども質問に出ていましたが、川の漁業権を持つていらっしゃる方々とか、やはりそういう中で、これから一体どうしていったらいいのかという先生のお話のように、今になつてはつと気がついた。自然と共に生をするその考え方というのは達観しているわけにもいきません。

良寛和尚という和尚様が、新潟の大地震があつたときに、私おもしろいと思って読んでなんだですが、災難を受けるには災難を受けるがよくて候、これが災難を避くる妙法にて候という、もう本当に達観したことをおっしゃっています。自然に逆らつてもしようがないんだよ、自然が猛威を振るつたときには確かにその災難を避ける道を人間が選んでいくかということを、禅宗のお坊さんらしいことをおっしゃっています。

しかし、我々は、やはり国家としてこの体制を築いている上では、市町村民の安全、国民の安全を考えなければいけませんので、その意味では、いかに川に対して語りかけるか、川と共生する、人に対して川をどういうふうに考えていただくかというような、川を含めたその地域の方々の基本的な考え方、それからまた、その技術の向上をして、川に自然の体系を保有させながらうまく海に誘導するというような、そんなことが河川法の基本理念であるべきではないだろうか、私は、そんなふうに先生のお話を伺いながら感じております。

○井上(義)委員 それで、河川行政については、平成八年の河川審議会の答申、二十一世紀の社会を展望した今後の河川管理のあり方にについてに基

づいて平成九年に河川法の大改正を行つたわけでございます。法の「目的」に「河川環境の整備と保全」を追加する、それから新たな計画制度を整備して新しい河川行政の展開をしよう、こういうことでスタートをしたわけでございまして、この河川法の改正後、河川行政は本当に変わつたのか、どのようになつたのかといふ問題等を通じて、どうも国の河川行政は変わつてないんじゃないか、国民の側から見るとそういう疑問があるわけでございまして、この河川法改正から国の河川行政がどのように変わつたのか、國民に目に見える形で明らかにしなければいけない、こう思うわけでございまして、その点ひとつどうなのかということ。

それから、今回もう一つの答申の柱であつた市町村の河川管理への積極参加ということについて、今回の法改正というのとは、その趣旨に沿つた改正是いかないかというふうに考えるわけでございますけれども、この二点について、見解をお伺いしたいと思います。

○中山國務大臣 確かに、河川に対する感覚というものが変わってきたのが平成九年、法律の目的と

して「河川環境の整備と保全」が位置づけられるとともに、新しい計画制度が導入されて、河川整備計画の策定に当たり、地方公共団体の長、それ

から地域住民等の意見を反映する手続が整備されたというところに大きな意味があると私は思いました。

○井上(義)委員 平成九年の河川法の大改正で、法目的に「河川環境の整備と保全」ということが追加され、新しい計画制度を整備されたということで、それから三年目に入るわけですから

も、国民の目に見える形で、国の河川行政はこういうふうに変わつたんですよ、変わりつつあるん

ですよということを具体的に示していくことが、私は、これから河川行政の理解を深めていく上で非常に大事じゃないかということで質問させていただいたわけでござります。

例えば、水辺プラザ事業というのがあります。

これは河川法改正以前からスタートした事業なん

ですけれども、いわゆる河川工事というの、どちらかといふと河川から人間を遠ざけていくとい

う形で行われてきた、それをもう一回親水性とい

うものを取り戻そうということで水辺プラザ事業

というのがスタートして、私も先般、私の地域でございます岩手県の北上市の北上川の水辺プラザ

事業というのを、地元の市長さんから要請がございまして、ずっと視察に行って、市長さんと一緒に見させていただいたんです。

相當広い地域、約二十五ヘクタールの河川敷を

親水公園として、いわゆる治水事業とあわせて整備しよう、こういう計画でございまして、例え

る多自然型工法で整備したり、それから、群生す

的に参画することが求められるという、今までの、国から、上から直下型でいろいろな指示を与えるということではないという状況でございま

す。

こういつたものがあちこちにできていくと、河

川行政というのはこういう形で我々の方を向いて

きているんだなど、こういうことがよく理解されるん

じやないか、こういうふうに思うわけでございま

す。

こういつたものがあちこちにできていくと、河

川行政というのがあちこちにできていくと、河

るべく、建設省も努力してまいりたいと考えております。
○井上義委員 ぜひ推進、よろしくお願ひいたします
いと思います。

次に、今回の河川法改正に関するお話をうながします。今回の改正は、河川管理への市町村の積極参加を目的としているもので、より地域住民のニーズを把握していく自治体にその権限をゆだねていくというのではなく、地方分権の上からも、また、自然との共生ということを実現していく上でも歓迎すべきことである、このように評価しております。

そこで、一つ目は、改正では政令指定都市に河川管理権限を委譲するということになつてゐるわけですがれども、政令市における河川管理のノウハウというのがどこまで蓄積をされてゐるのか。また、建設省による技術、ノウハウの支援体制をどうとつていくのか。自然との共生というこれまでにない河川行政の新たな課題に挑戦していくためには、河川管理権限を委譲することはいいわけでありますけれども、受け取った政令指定都市がしっかりと取り組めること、支援体制をしっかりと立てていかなければいけないことが一つ。

それからもう一つは、財政支援の問題でござります。政令指定都市への河川管理権限の委譲にても、あるいは市町村が行える河川工事等の範囲の拡大、これも大変結構なことだと思いますが、ども、それぞれ財政の負担が伴うわけでございまして、私は、市町村への財政支援が不可欠でござる、このように思つてございます。これら点についてどのような財政措置を考えていらしゃるのか、これについてお聞きしたいと思い

○竹村政府参考人 委員の御質問にお答えいたします。

従来より、十二の政令指定都市は、みずから管理する準用河川の改修事業のほか、都道府県知事が管理いたしております一級河川及び二級河川をおきまして、治水の安全度を高めるためのいわ

る都市基盤河川改修事業等を実施しております。十二市で九十一河川、お金にしまして三百八十四億という内容の事業を政令指定都市は実施しております。これまで一定の河川工事または河川

この場合、市町村の河川工事の負担分につきましては、都道府県が行つたと同様に起債措置といたしましては、利償還金の地方交付税措置が認められるよう、財政自台省と協議中でござります。

現九はうふうに聞いておるわけですけれども、今後どういう手順で分流堰の改修、及び分流堰設置に伴て当然北上川の下流の改修をしなければいけないわけですけれども、その予定をお伺いしたい

建設省としましては、今後この法律が通った暁には、政令指定都市におきまして事務の円滑な執行がされるよう、今委員の御指摘のありますように政令指定都市への必要な支援、技術上の知識の普及、そして普及の支援等を実施していかなければなりません。河川管理の維持の実施をしておりまして、実績を着実にこの政令指定都市は積み重ねておられます。

○井上義委員 最後に、私の地元の北上川下流の改修工事に関する伺いを聞きしたいのです。北上川の下流につきましては、旧北上川の二流に石巻という市街地があることもあって、明治四十四年から新北上川の開削が始まり、分流施設が設置されたわけです。

○竹村政府参考人　北上川は、明治四十四年から平成九年にかけましてできた新しい川でござります。従来は旧北上川に流れておりまして、追川江合川等が合流しまして大変洪水が激しかったころを、新北上川で洪水を安全に流そうという容でございます。

支援 そして 言及のとおりであります。今後私どもに は い け な い と 認識 して お り ま す。えられた重要な課題だと認識しております。
もう一点の、政令指定都市への権限委譲に当た
りましての財政支援でございますが、政令指定都
市が一級河川の都道府県管理区間と二級河川の管
理を行う場合、これまで都道府県が負担して い
ます費用は政令都市が負担することになります。
この場合、河川工事に要する費用につきまし
ては、都道府県に対する場合と同様に私ども国庫
助を行いますが、起債措置と元利償還金の地方支
付税措置が都道府県と同様に取り扱われるよう

た　都　會　交　補　さ
いうことでいわゆる分流堰の改築が計画され、
卷地域の治水対策という観点からこれは必要な
業だと思いますけれども、一方、出水時の濁流
とかごみの流出、流木によつて漁業被害が発生
で、新たな分流堰の設置によつてその被害が扩
するのではないかということ、下流域の漁業者
係者の皆さんのがこれに反対をされておるわけで
ざいます。
地元の皆さんの要望を私も伺つてまいりまし
けれども、確かに、現状でも、年に四回ぐらい
洪水時の濁流で漁業に相当な被害が出ている、
これから流木等で漁船とか網に相当な被害が出
て

事だししるそこのたまた大閥の北上川流域の方々は、そういう意味で、新北上川流域の方々は、御指摘のことを大変心配されております。私も、流域におります関係機関と協調しながら、木等の対策について現在検討しております。河川管理者としても、ダムによる流木の捕捉施設の設置や水面清掃船の配置、河道内及び河口部の清掃やごみの捕捉を行うなど、可能な限り実施してゐるわけでございます。

また、北上川河口におきます流木や濁水の状況に關しましては、県の水産部局が行う調査の結果によれば、協力するなど、必要に応じてその漁業の営みでの

自治省と私とも協議してまいりましたが、このようなことで、政令指定都市の河川管理としての支援をしてまいりたいと考えております。

○井上(義)委員 それから、先ほどちょっとお見えがなかつたのですけれども、市町村が行える川工事等の範囲の拡大というのが今回うたわれるわけでございまして、それに対しても相当費用負担がありますから、やはり財政的な措置を取らなければなりません。これにつ

者まを答へて、河上流堤によつて増水時にすべて新北上川の方に流水しますと、相当被害が増大することが考えられます。そこで、この点について、一つは、それぞれの漁協からこの渦流とか流木被害について報告をなすけれども、なかなか被害の実態が定算明瞭化になつていません。これは、対策を講じる上でやはりきっちりとした実態調査が必要なのではないか。この辺は県とともに、そういう実態があるわけでござります。これがまた、この実態があるわけでござります。

管事にゆ
し
とらなければいけないのしかないと
てはどうでしょうか。
○竹村政府参考人 大変失礼しました。
一級河川の直轄区間におきまして市町村が河川工事を行う場合、河川工事に要する費用の負担は、国が三分の一、都道府県が三分の一、市町村

川村賀賀
河川
産業とも連携しなければいけないと思いますけれども、この実態調査ということが一つ。
それともう一点、この漁業被害が起きた原因についてどう対応していくかという点と、それから、そういう漁民の皆さんの方は

れ
け
れ
北上川そのものの下流地域の治
理を進捗しなければ了解を得られないだらう
うことと同時に、流木の対策等につきまして
に真剣になつて取り組むことによつて、北上
流の方々の御理解を得て、この旧北上川分流

えるようなとき、そういうときに合わせまして、堤内の、橋梁かけかえのときはどうしても用地等の新しい取得が道路サイドも必要になりますので、そういうときは私たちもチャансをとらえまして、道路の拡幅、右折または左折する車線を増幅するような方策を、道路管理者と協力して交差点改良を実施していくかと思います。

路の計画でございますが、現在、道路の技術が大変すばらしいものがございまして、海の中でもいいけるという状況にございますので、私ども、川の

いうか、それと相まってその親水化をなせば効果がある、こういうことでございます。

多分、これは違っているかもしませんか、例えば、トンボが今非常に少なくなつた、チョウもチョウも少なくなつたんですが、トンボは、水たまりとかせせらぎ、要するにああいつた水のものが一キロ、千メーター以内に続いてないと行動距離をそれ以上延ばすことができないというふうに聞いているんです。昔は至るところに池があり、せせらぎ、ト川があつたり、都市部でも吉野川

で、河床が変動して道路トンネル等にまた影響力があることはいけませんので、十分河床変動に影響のない範囲までおろしていくなどということになれば、経済性の検討はまた別にしまして、私ども、技術的には十分協議に応ぜられる内容だと考えております。

逆に、いわゆる堤防工としきが河川敷の方の土地へ道路をつくることも可能になるわけでござります。費用は地下ですからかなりかかるから、どの程度実現性があるかわかりませんけれども、いずれにしても、方法としては地下へ道路を通すことができるようになると理解しております。

が、河床の地下の方もかなり広い。堤防なんかは大体左右両方あるわけですので、さつき言った歩行者との交差あるいは一般道路との交差等々からすれば、理想からいえば交差しないのがいいわけですから上へつくるか下へつくるかすればいいんだけれど、ですが、軽く考えて、上へつくるということになれば非常に景観がよろしくないという問題点が出てきますので、さすれば、地下へ潜ってしまうのは景観も守られるし、道路の問題も解決できると思うのですが、堤防直

下はどうかなといふ気をするのです。ちよつと専門的なことはわかりませんので、河川を管理する範囲の中で全部地下道路は建設可能なのか、あるいは制限を受けるのか、あるいは大深度度という問題がやがて出てきますが、大深度ならオーケーなのか、今のままならどこにはいけないとか、そういうようなことをちよつとお聞かせいただけませんでしょうか。

○竹村政府参考人 河川空間の下部におきます道

と同時に、それには今言つたように、そこには当然緑も、減るんじやなしに現状維持かそれよりふえるとか、あるいは水があれば水にかかるるいわゆる水生動物、魚もですが、それから緑がふえるれば当然緑にかかるる昆蟲類とか鳥類とか、そういう動物も関係してくるわけです。したがつて、動植物とともに自然をそこにある程度よみがえらせるというか、あるいはまた自然を維持する

○青木委員 それで、私は地方議員のころから、いわゆる都市部ですので、身近な自然というものについていろいろかかわってきた者でございます。一つ私がずっと取り上げてきましたのは、トンボとチョウチョウの問題なんですけれども、自他ともにトンボとチョウチョウ議員などと県会議員のころは呼ばれておったこともあるんです。

は、それはそれでいいかと思うんですけれども、そういう一貫性を求めた場合には、それがかえつて阻害されるおそれがある。個々にお任せをすると水系全体がばらばらになるという可能性もありますので、今回の改正とあわせて、今私が申し上げた、トンボは一例ですけれども、そういうたとについて、水系全体としての管理方針とか、そういう国と地方とのあり方というものをい

次に、親水性ということになりますが、親水化を進めていくときに、さつきから話も出ておりましたが、やはり自然との共生といいますか、あるいは自然化といいますか、そういうことも伴つて効果が上がってくると思うんです。たまたま、具体的にどこといつて忘れてしましたんですが、いわゆる改修前、改修後という比較の写真を見たときには、写真からだけですかから事実ははつきりわかりませんが、写真からだけの印象からしますと、改修前のときは川のふうに木がいっぱいあります

特に都市部なんですかとお尋ねになりますと、もともとそこら辺にあった自然をよみがえらせるということに意を用いて親水化を進めていただくことが必要だなと私は思うんですが、まずその点だけ、ひとつ簡単にお答えをお願いしたいと思います。

○竹村政府参考人　ただいま委員の御指摘の、河川敷に植栽をする場合はその地に合った植生をとつたの、全く私どもそのような心つもりでやつていくと思っております。

一言申しつけ加えさせていただきますと、植生

そこで、河川というものはずっと連続して山間地から海まで流れているわけですが、この長い長い距離の中で一キロ以内ずつそういう水たままり、せせらぎというものをそこに求めることは非常に可能性が高いんじゃないかというふうに思っています。だから、親水化を進めていくときにぜひ、今も既におやりをいただいているところもあるよううに聞いてはおりますが、連続して一キロ以内に

と、古傳書のとある「ノムシテアガルニツカニレ」の如きが、いわつたましまして、緑が非常に多いんですねが、改修後になつたから、近寄れるようにしてあるんですね。非常に整備はされたあるんですが、その写真からだけですと、

が川の中にありますと、洪水時に水の流れが悪くなつて水位の上昇という現象が起きます。私ども、植栽をする際そういうことが本当に大丈夫かというようなことをきちんと把握しまして、数値

はそういう水たまり、せせらぎというものが確保できるような、水系一貫した方針をちょっと立てていただけでお進めいただけならありがたいな。

第一類第十三号 建設委員會議録第五号 平成十二年三月二十一日

ま一度、ちょっと心構えといいますか考え方をここでお聞かせいただいておきたいと思います。○竹村政府参考人 委員御指摘のように、今回の法改正によりまして市町村工事が河川で実施されることになります。その際、各市町村が思い思いの工事をしたら結局川全体がばらばらになるのではないかという御質問でございますが、私どもそのようなことを大変心配しております。あらかじめ当該区間を一体的に管理する河川管理者と市町村がよく話し合って、事業を実施する前に環境面においても河川全体として統一性が確保されるように、バランスがとれるよう調整を図りながら、相談しながら事業を実施していきたいと考えております。

○青木委員 最後に、ひとつ大臣からお答えといふかお聞かせいただきたいのであります。うかお考えをお聞かせないでください。要するに、環境へ配慮するといふことは、私は余り横文字には強くありませんが、ミティゲーションとかいう河川行政に使われる言葉があるようあります。要するに、環境へ配慮するといふことなんですねけれども、ドイツでは相当進んでおるようであります。我が国においてもようやくといいますか、先ほどお話を出しております河川管理におけるそういう環境重視ということが始まってきたようですけれども、やはり先进のドイツにおいてこのミティゲーションということがきちっとやられておるようあります。

要するに、基本的には環境を重視した管理をしていく、そしてまた、どうしても環境がそこで、

その河川において技術的にも守られないとい

うな場合にはそれいかわる代償措置まで求めておるようあります。そういうものが代償、かわりの措置がきちっととれなければ開発はできないとか、かなりきついことになつておるようあります。

ぜひとつ、日本もようやくこういう環境重視

という河川管理のあり方というふうに進んできた

あたりまで、具体的にどの程度ドイツのあれがこ

ういったことがきちっとやられておるのか私もよく存じませんけれども、その先進例があるわけではありませんので、この際そこへ進んでいく足を少し速めていつたらいいのかな、こんなふうに思いますが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○中山國務大臣 ミティゲーションと申しますか、なくした、失ったものを取り返していくという、昆虫のお話とか、それから動植物の生息、生育環境に配慮した河川整備、これはピオトープとか、いつて、また新しい、自然を今の代替案のような形でどんなふうに河川の周辺によりみがえらせるか、これは大事な問題だと思います。

ウサギ追いしあの山、小アナ釣りしあの川なん

というような、私はブラジルに行きましたときに、移民の方々がお別れに歌われた歌を聞いて本

當に、昔は、日本を離れてそういうものにあこがれていらっしゃる方々の気持ちみたいなものを本

河川行政には、川にはいわゆる生態学的な癖がい

るいろいろあると思います。流況が安定している例が多摩川とか、それから流況が変動の多い千曲川とか、それから砂質河川である木津川とか、それから河川激甚災害対策特別緊急事業の実施で河川環境が変化する北上川とか、いろいろその川の癖があります。そういうものと、そういう自然を大切

にする学問なんかを真剣に研究していらっしゃる

方々、生物関係の学問研究の先生方のお知恵を拝借しながら、景観を重視して、また今のミティ

ゲーションという、なくしたもの我々が取り返していくということは、これからの一世纪の

地球全体のことを考えみて、大変重要な御質問

がございました。

○竹村政府参考人 今回の河川法に関係しますまちづくりと河川整備の連携につきましての御質問

がございました。

私は川の流域であることが大変大事なことではあります。この空間を、まちづくりと一体となって、その上を鉄橋が何本も走つていて、社会的な要請が高まつてきているという状況も把握しております。

今回、このまちづくりと河川整備の連携とは、

まちづくりの主体であります市町村が、河川を地

域社会の貴重な水辺空間と位置づけて、市街地再

開発事業、区画整理事業、都市公園事業等と一緒に河川整備を進めることであると理解しております。

○中山國務大臣 政令指定都市への河川管理権限の委譲とか、それから市町村工事制度の拡充に當たりまして、財政負担の問題というのは大変私どもも気になるところでございますが、政令指定都

市が一級河川の都道府県管理区间と二級河川の管

理を行う場合には、これまでの都道府県が負担し

境を能率化するかということと、それから自然をどういうふうに残していくかということを並立させることができなかなか困難かもわかりませんが、河川行政の中でそれをちゃんとした、はつきりした意思を持って実現していくことが、先生のおつやつたような御趣旨に私も大変賛同をいたすります。大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○青木委員 どうもありがとうございました。

○大口委員長 中島武敏君。

○中島委員 私は、まず最初に、法案そのものについて質問をいたしたいと思います。

○青木委員 本法案は、ことし一月の河川審議会の答申であります。「河川管理への市町村参画の拡充方策について」を受けて提出されたものだと思っていました。

この答申では、まちづくりと河川整備の連携や、都市部の浸水対策を推進するために、治水上著しい影響を与えない範囲で市町村の工事可能な範囲の拡充を求めていると思うんですね。

まちづくりと河川整備の連携とは一体どういう事業を想定しているのかについて、お答えいただ

きたいと思います。

○竹村政府参考人 今回の河川法に関係しますまちづくりと河川整備の連携につきましての御質問

がございました。

私は川の流域であることが大変大事なことではあります。この空間を、まちづくりと一体となつて、その上を鉄橋が何本も走つていて、社会的な要請が高まつてきているという状況も把握しております。

今回、このまちづくりと河川整備の連携とは、

まちづくりの主体であります市町村が、河川を地

域社会の貴重な水辺空間と位置づけて、市街地再

開発事業、区画整理事業、都市公園事業等と一緒に河川整備を進めることであると理解しております。

○中山國務大臣 政令指定都市への河川管理権限の委譲とか、それから市町村工事制度の拡充に當たりまして、財政負担の問題というのは大変私どもも気になるところでございますが、政令指定都

市が一級河川の都道府県管理区间と二級河川の管

理を行う場合には、これまでの都道府県が負担し

ていた費用は指定都市が負担することとなるといふことでござります。

この場合に、河川工事に要する費用についていは、都道府県に対する場合と同様に国庫補助を行う必要があるということでございまして、起債措置とか元利償還金の地方交付税措置が都道府県と同様に取り扱われるよう自治省と今協議をいたしております。

また、日常的な維持管理を含めた河川管理の費用についても、地方交付税の算定に当たりまして、基本的に都道府県と同様に取り扱う方向で自治省と協議をしているところでございます。今、指定都市も十二になつておると思います。

一級河川の直轄区間においては、市町村長が河川工事を行う場合、河川工事に要する費用の負担は、国が三分の一、都道府県が三分の一、市町村が三分の一となる。この場合の市町村の河川工事負担分については、都道府県管理区間と同様に起

債措置と元利償還金の地方交付税措置が認められるよう、自治省となお一層そういう形になりますように努力をいたしたいと思つております。

○中島委員 次に、総合治水対策について伺いたいのですが、新聞報道によりますと、建設省は、堤防やダムなどコンクリート構造物や河川改修で川をあふれさせないようにするために治水対策を行つて、従来のやり方から、洪水をためる調整池や土地のかさ上げ対策などのさまざまの方法を組み合わせて、川の流域全体ではんらん被害を最小限に抑える方法をとるなど、河川・治水行政を見直すことを河川審議会に諮問したとされております。

そうだとすると、こういう諸問題をされた背景は、何だったのかということと、それからまた、具体的にどのようなことを検討しているのかということがあります。

○竹村政府参考人 ただいま委員の御質問の、私ども河川管理者は、全国のそれぞれの河川の現在のありよう、歴史的な変遷を踏まえまして、その水系におけるある一定の計画の洪水を設定し、その一定の計画した洪水については安全にその地域

を守つていこうという内容で、事業を營々と明治実による総合的な対策の確立が急務と認識しております。

具体的に申し上げますと、これまで主に地方自治体や水防団等にしか伝わらなかつた洪水関連情報の地域住民へのわかりやすい伝達人々が生活している地域を堤防で守る輪中堤や住宅地のかさ上げなどによる水害に強いまちづくり、学校のグランドや公園等を利用して雨水をためる流域での貯留対策等、流域全体での対応の充実が重視だよと認識しております。このため、本年二月四日には河川審議会にこのような内容を諮問し、流域と流域における対策が一体となつた総合的な治水対策を推進し、安全で快適な国土を形成していくこざいます。

今後とも、流域全体を見据え、治水施設の整備と流域における対策が一体となつた総合的な治水対策を推進し、安全で快適な国土を形成していく必要があります。

○中島委員 では次に、黒部川の排砂による環境破壊と漁業被害の問題について伺いたいと思ひます。

〔委員長退席、原田（義）委員長代理着席〕

黒部川の関西電力出し平ダムが一九九一年十二月十一日から行つた排砂作業によって、大量の有機質を含む土砂、ヘドロが富山湾内に流入して、関係漁民に多大の被害を与えたました。

まず最初に、この排砂作業による水環境、河川

水生生物、海域水生生物、農作物、治水、社会経済への影響について、当時、事前にどのような調査を行つたのかについて伺います。

○大井政府参考人 私ども、事業者から伺いましたところでござい

ますけれども、御質問の出し平ダムからの排砂に当たりまして、排砂及び漏水以下のシミュレーションを行いまして、黒部川最下流の愛本合口ダム地点における濁りの状況、これにつきまして予測を行つて、極めて大きな洪水が多発しておりまして、自然の驚異的な力は私ども人間が予測し計画によつて極めて大きな洪水が上回るという認識のもとを最小限とするための流域全体における対応の充実による総合的な対策の確立が急務と認識しております。

具体的に申し上げますと、これまで主に地方自治体や水防団等にしか伝わらなかつた洪水関連情報の地域住民へのわかりやすい伝達人々が生活している地域を堤防で守る輪中堤や住宅地のかさ上げなどによる水害に強いまちづくり、学校のグラウンドや公園等を利用して雨水をためる流域での貯留対策等、流域全体での対応の充実が重視だよと認識しております。このため、本年二月四日には河川審議会にこのような内容を諮問し、流域と流域における対策が一体となつた総合的な治水対策を推進し、安全で快適な国土を形成していくこざいます。

今後とも、流域全体を見据え、治水施設の整備と流域における対策が一体となつた総合的な治水対策を推進し、安全で快適な国土を形成していく必要があります。

○中島委員 では次に、黒部川の排砂による環境破壊と漁業被害の問題について伺いたいと思ひます。

〔委員長退席、原田（義）委員長代理着席〕

黒部川の関西電力出し平ダムが一九九一年十二月十一日から行つた排砂作業によって、大量の有機質を含む土砂、ヘドロが富山湾内に流入して、関係漁民に多大の被害を与えたました。

まず最初に、この排砂作業による水環境、河川

水生生物、海域水生生物、農作物、治水、社会経済への影響について、当時、事前にどのような調査を行つたのかについて伺います。

○大井政府参考人 お答えいたします。

バー・リットルと予測値を大きく上回る値を記録した。

また、排砂の実施に当たり、関西電力は、関係団体や県等との事前の協議、調整が不十分であった。観測体制についても、前述のように河流域で大部分が沈降するものと予想していたたども、結論から言いますと、ほとんど事前の調査をやつていたというふうには言えないような中身ではないかと思うんですね。そのことは、宇奈月

ダム事業審議委員会排砂調査専門委員会、ここが報告書を出しています。その報告書を読みますと非常にはつきりするんです。

何が書いてあるかといいますと、計画時点では、排出される土砂のほとんどが粒径が大きな砂れき分と想定されたため、これらの土砂は河域でその大部分が沈殿するものと予想されておったというんです。さらにもまた、濁質による海域での拡散も通常の洪水程度とされたわけですね。しかし、実際に排砂をやつた。そうしますと、海出、海へ出る土砂量は当初の予想を大幅に超え、さらに黒く腐敗臭を伴つていてことから、黒部川のほか、沿岸海域までもその影響を及ぼしたため、漁業団体等の強い中止要請を受けて、関西電力は十二月十三日の午後七時に排砂作業の中止を決定し、十四日前零時に排砂ゲートを全閉、つまり全部閉めた、こういうことが報告されているんです。

この報告書は非常に具体的でして、時間があれば私もうちょっとそれを紹介したいと思つんであります。

排砂作業終了後の測量結果から、排砂作業の開始から作業の中止までの約三日間で排出された土砂量は、当初予想された「七日間で三十万立米」を大きく上回る約四十六万立米であったと書いてあります。それから、SS濃度のピーク値についても、愛本地点において、約二千八百ミリグラム・バー・リットルの予測に対し、実測値は四千四百ミリグラム・バー・リットル

がありましたように、関西電力が当初行いましたシミュレーションでござりますけれども、浮遊物質量のピーク値、これは愛本合口ダム地点におけるということだと思いますが、当初は二千八百ミリグラム・バー・リットルということであつたよ

うでござりますけれども、実際には浮遊物質量が一千四百ミリグラム・バー・リットル、こういうことになつたというふうに聞いております。

一応、土砂の堆積状況であるとかあるいは排砂

いろいろなものを考えながらシミュレーションを行つたわけですが、結果として見て、二千八百ミリグラム・パー・リットルの予測というものが四千四百ミリグラム・パー・リットルになつた、こういうことでござります。

○中島義眞 これらの事実をもって、實に問題がある。県は黒部川出し平ダム排砂影響検討委員会を設置して検討を重ねて、一九九五年四月に「検討結果の報告と提言」を出してあります。

る場合においては、ダム堤体の撤去及び河川を原状へ回復する方策及び砂防ダムに転換する方策を検討したが、いずれも技術的には可能であるものの工期的にも実現は困難であり、安全性を考慮すると放置することを選択すべきではないか、こういうふうに判断をして、結局、排砂ゲートを用いて排砂せざるを得ないと判断されるとしているわけですね。

私は、これは、これだけの被害がずっと出ていて

○竹村政府参考人　関西電力の出し平ダムの排砂に
に関しまして、平成三年に大きな被害というか、
河川または海域まで浮遊物質が流れたという事実は
は私ども河川管理者としても十分認識しております。
して、内容は把握しております。

そのため、この出し平ダム排砂影響検討委員会、これは幅広く、学識経験者はもとより県、市町村、そして漁業関係者、漁業組合の関係者の参加も得て富山県が平成四年から設置して、さまざまな観点から検討したと私ども報告を受けてござります。

これらの十回にわたる検討結果に基づきまして、各種選択肢を比較検討した結果、洪水時に排砂ゲートを用いて排砂するという結論に達しました。その結果は尊重していこうと考えております。では一体、平成三年になぜあのような濁水流れたのかという内容でございますが、二点ほど考えられます。

一点は、先生先ほど申しましたように、六年間あのダムにずっと物がたまり続けていたということとで枯れ葉等がかなりたまつておりますので、それが有機化、腐食して有機物になつていて、その六年間たまつてしまつた腐植土が一気に実は平成三年に出てしまつたのではないかという点と、そこから出される一つの教訓は何かというと、排砂はためてやるのはなくて、毎年洪水時にやつていいこうじやないかという点が一つ教訓として得られました。

もう一点が、平成三年の作業は十二月に試験的にゲートを開いたわけでござります。十二月と申しますと川の流量が大変少のうござります。川の流量が大変少ないときに排砂ゲートを開けてしまつたということで、その影響度合いがより大きくなつたのかと認識しております。

そういうところからもう一点、私ども河川管理者としても教訓を得たことは、排砂ゲートを開くときは、自然の洪水が濁度を持っているとき、そのときに排砂ゲートを開放して排砂をしたらどうなんだろうかという内容。この二点がこの委員会等でも話し合われたと報告を受けてございます。

○中島委員 今、六年間のものがたまつていてそれで、一つはこういうことを言われたのですがあが、これは、六年間分たまつていたというのですが、これでも、それはそうでしょう。ですけれども、それから三年後にまた排砂をやって、それでもまた大変な汚濁あるいはヘドロ、こうしたもののがたくさんたまつて、そして非常に大きな漁業被害をもたらしているということになりますから、六年間開いたら、たまつていたから、今度は毎年やるんだだから、たまつていたから、今度は毎年やるんだ

から何でもないというふうには到底考えられないのですね。それから、排砂の時期なんですかれども、時期についても、それは冬季にやるよりは出水期にやるということの方がより流れやすいということは事実だと思います。しかし、あそこは大変な急流ですね。谷底を川が流れているわけですから、そういうことからいうと、今の結論というのは私なんかは大変いただけないなという気がするわけですね。後でもちよつとその辺のところをめぐって実証していくかと思います。

ところで、建設省にもう一つ聞きたいと思うのは、建設省は九五年の十月に宇奈月ダム事業審議委員会を設置しておりますけれども、これはいかなる目的で設置したものでしようか。

○竹村政府参考人 一九九五年に設置された宇奈月ダム事業審議委員会の目的は、宇奈月ダムの事業の目的や内容について審議することを目的としてスタートいたしました。

審議に当たりましては、特に重要な点となつたのは、平成三年の、先ほど申しました出し平ダムの

の排砂が社会的な問題となつたことから、特に排砂に関する調査検討を行つたため、同審議委員会のもとに、生物、環境、河川工学等の学識経験者六名から成る排砂調査専門委員会を設置いたしました。六回の審議をし、公聴会も踏まえて、平成九年六月に、工事を継続実施し、早期に完成するこ^トとが妥当^なという御提言をいただいたところでござります。

この提言の中で、宇奈月ダムの排砂についても、排砂ゲートを用いて排砂する方策により、洪水時に、自然の土砂の濁度に近いときに、流下に近い形で排砂を実施することが妥当とされたところでございます。

○中島委員 この委員会は、九八年度に、「出平ダムの排砂に伴う環境影響継続調査結果について」というのを発表いたしております。それによりますと、こういうことを言つてゐるんですね。「水環境への影響」、結論はどうかというと、通

し平ダムの排砂は極めて特異なケースとして、宇奈月ダムではこのような状況にはならない。こうなんですね。さらに、「河川水生生物への影響」、結論、魚類の生存についてはほとんど支障がないものと考えられる。こういう結論を出すのは相当なものだと私は思います。

さらに言いますと、「海域水生生物への影響」として、結論、濁水に對して本来忌避行動をとり、渦りの少ないところに退避する、よつて、魚類の生存についてはほとんど支障がないものと思われる。これもすごい結論を出すね。この委員会は何なんだろうなということを私なんか本当に思いますね、率直に。「農作物への影響」、水稻の生育に影響は見られなかつたという結論が得られてゐる。「治水面への影響」、局所的な著しい堆積等の現象は見られなかつた。「社会・経済への影響」等々、こう統くわけですよ。私、これは相当ひど過ぎるんじゃないかなということを痛感します。

それで、最終的にはどうするのか、どこへ結論が行くのかといえば、結局、堆砂対策について、は、排砂ゲートを用いて排砂する方策により、できるだけ自然の土砂流下に近い形で排砂を実施することが妥当と、さつき言われました、そういうふうになつております。

そして、九八年の二月には、出し平ダム、宇奈月ダムの円滑な排砂及び適切な黒部川流域の土砂管理等に關し、関係機関との協議、調整を図ることを目的として、黒部川土砂管理協議会を設置しております。そして、出し平ダムと宇奈月ダムの連携排砂実施計画をつくり、それを実施しようとしているのではないかでしょうか。

○竹村政府参考人 建設省が現在施行しておりますとして、ことしから運用が予定されております宇奈月ダムは、大変厳しい黒部川の洪水から下流部にておりまます。そして、出し平ダムと宇奈月ダムの連携排砂実施計画をつくり、それを実施しようとしているのではないでしようか。

電力の出し平ダムから下流七キロに位置しておりまして、出し平ダムが上流、宇奈月ダムが下流

と、二つのダムが直列に設置しております。

そして、宇奈月ダムも同様に排砂専用ゲートを有しまして、洪水調節を終わった後、洪水のピークカットが進んだ後の洪水がまだ終了していない時点では、川がまだ濁水のときに、自然状態と近い

という判断のもとに排砂ゲートを開放して、出し平と連携して排砂を実施していきたいというような計画になつてござります。

今委員御指摘の検討委員会、現地での協議会等、この川に関係しますさまざまな利害関係者、関係している方々がこの協議会等で今後とも黒部川の水質について監視し、そして両ダムの操作によ

うなことを考えてござります。

○中島委員 連携排砂は計画するんですね。

○竹村政府参考人 今のところ、先ほど申しましたように、長年砂をためてしまふと、砂と一緒に落ち葉がいっぱいになります。その落ち葉が年月がたつと腐食しまして有機物になつて、下流に大変影響を及ぼすという一つの大きな学習を私どもいたしましたので、宇奈月ダムにおきましても、洪水のあるたびに毎年適切な量を下流に放流していきたいと考えております。

○中島委員 審議会の、結局すべて影響はない、な学習を私どもいたしましたので、宇奈月ダムにおきましても、洪水のあるたびに毎年適切な量を下流に放流していきたいと考えております。

そこで、具体的に、漁業、特に海域漁業への影響について質問したいと思うんですが、資料をお配りいただきましたね。これはさらに、漁業を初め、環境に非常に大きさの影響を与えることはもう明白ではないかと私は思います。

それでは、ちょっとこの資料について説明をさせていただきたいんですが、(1)、こういうふうになつてている、一番上に乗つかっているものなん

すけれども、これは排砂量です。これは、一九八五年に出し平ダムがつくられまして、そして六年後ですか、一九九一年十二月に、さつき申し上げましたような、初めてこのような排砂が行われます。それで、四十万トン余の排砂があつたということを示しております。それから三年後に、一九九四年二月に、やはりほんの少量ですが、それでも排砂をやっています。それで、一九九五年の十月に百七十万トン余を排砂した。ぐつと黒く高く伸びているのがそうなんですね。それ以後、毎年排砂をしまして、昨年九九年九月、七十万トンを排砂しているわけですよ。

その次に参ります。その次は③の方なんですが、九二年、Aさんは千五十万円の水揚げです。それが、九九年には四百万円を切るという事態になつてゐるんですね。だから、もう六〇%以上が減つてしまつて、四〇%を切るといふところまで落ち込んでいます。それからBさんです。この方は、千百万円、それが六百五十万円に、ちょうど五千百万円に減つてしまつておる。それからCさんは、九百万を超えておつたんですけれども、六百五十九万、この方は一番減り方は少ないと思うんですけども、七〇%ぐらいになつたということです。いるということですね。それからDさんは、九百万を超えておつたんですけれども、六百五十万、この方は一番減り方は少ないと思うんですけども、七〇%ぐらいになつたということです。

私は、さつきから話を聞いていて、局長の答弁を聞いておつて思うのですけれども、一番最初はどつと出たからこそかかったのだ、こういうふうに言われるのですけれども、そうじやないのだけれども、七〇%ぐらいになつたということです。

○竹村政府参考人 私ども、現在手元に詳しい資料をまだ取り寄せしておりませんので、ここでは定性的なお話をしかりませんが、私どものこの黒部川におきます洪水から守るためにダムがすぐ砂で埋まつてはいけないということで、最新式の排砂装置を設けて、未来永遠にこのダムが効用を地域のために發揮してもらいたいということで設置した施設でございます。その間、出し平ダムの影響などは、漁獲量の減少が、関西電力が既に運用しているダムの影響なのか、それとも今後、富山湾全体で漁獲量がどのように変化していくのかと

ここに具体的にあらわれておりますことと、この富山県に一番近いところの市振海岸について、新潟県の一番こっちへ近いところ。これは百二十メートルでしたか、こんなふうに何ばやつたつて見守り、そして水産部局がそういう調査をする場合には、河川管理者としてできる情報提供、ダムからのさまざまデータ、そして河川におけるさまざまな水質等のデータはすべて地域の方々と共有して、これからも黒部川の管理に当たつてくださいと考えております。

○中島委員 富山湾全体の漁獲高が減つているのなんですね。それで宇奈月が加わるということになると、ひどくなつてくるということはだれしもわかることじやないかと思います。

○竹村政府参考人 これはヒラメ刺し網漁なんですが、これとひどくなつてくるということはだれしもわかることがあります。それから漁獲枚数、漁獲金額、その他こういふうに載つております。一九九七年からはがつくりおつこちていることがこれでわかるかと思います。

それから、その次のものは魚津漁業協同組合の資料、たしか二千枚と聞きましたが、約二千枚の仕切り伝票を全部分析をして、今申し上げたようないかがでしようか。

○竹村政府参考人 私ども、現在手元に詳しい資料をまだ取り寄せおりませんので、ここでは定性的なお話をしかりませんが、私どものこの黒部川におきます洪水から守るためにダムがすぐ砂で埋まつてはいけないということで、最新式の排砂装置を設けて、未来永遠にこのダムが効用を地域のために發揮してもらいたいということで設置した施設でございます。その間、出し平ダムの影響などは、漁獲量の減少が、関西電力が既に運用しているダムの影響なのか、それとも今後、富山湾全体で漁獲量がどのように変化していくのかと

して、もうワカメも何もそれなくなつちやつて、いるんだつて。もうひどいものですよ。建設省は漁業者の皆さんに對して排砂問題について説明した、こういう話を聞いておりますけれども、とりわけ今非常に深刻な被害を受けている横山漁協など当事者の地元の各漁協の合意を取りつけない状態では、私は、排砂を行なうべきでない。もうこんなひどい状況で、それでがたがたと漁獲量が減つてきて、いるのですから。これでもまだいろいろな理屈をつけてやるというのは、私は理不尽というのはこれ以上にすぐるものはないと思いますよ。

報道によりますと、関西電力から富山県漁連に総額二十九億八千万円の漁業補償が行われたとされております。そのうち一部は黒部市以東の漁業者に配分されたことが明らかになりました。これらの事実を知らされて、いなかつた入善町の刺し網部会などでは、この程度じゃない、もう時間がないうから省略していくまですかれども、この程度じゃない、物すごい被害を受けている。大問題になつて、いるのですね。建設省はこの問題について知つておられるかどうか、それから通産省は知つておられるかどうか、これを聞きたい。

それから、続けて言います。ことし連携排砂するというわけなのですけれども、そうした場合に漁業被害が出ることは私は間違いないと思うのですけれども、出た場合に今度は建設省の責任が非常にはつきり問われるというふうに思うのです。それは、関係漁業者に補償額も知らされない事態、これは異常なことですね。補償交渉、一体何をやつたのかということを全容を公表させて、被害を受けた漁業者が納得できるように関西電力を指導すべきじやないかといふに思うわけでですね。

おりますが、個別の漁組の方々のデータは、きょうの段階では十分把握しているわけではございません。これから関係機関の協力を得て、私どもはさまざまなデータは入手していきたいと考えております。

今後、関電のダム以外にも私どもの直轄ダムがございますので、この操作には本当に留意して、最新の方法でやっていきたいと考えております。

○中島委員 データをお持ちではないというのですけれども、通産の方もそういうデータは持っていないだろうと思うのですが、私、大事だと思いまるのは、関電と県漁連の間だけやっていて、民衆の関係なんだからさわることはできないみたいなことを言つておつてはだめだということを私は言いたいのです。

それから、そういう点では、県漁連と、それから下の方の幾つもの漁連がありますね。その漁連の人たちは納得していないんですよ。だから、そういうすべての漁連の人たちが納得をする、幾つもの漁連があるわけですから、その漁連が納得できる、そういうふうでなかつたら、大臣、ダメでしょう。トップのところだけごちやごちややっておつても、下はこんな被書を、先ほど私が御紹介したような事態になるのですから。だから、そこまでやはりちゃんと建設省としても責任を持つ。河川管理者なんですから。

それから、出し平ダムについて、それは確かに、関西電力に専用使用権を与えているという限りにおいては、その責任をやはり負っているということをしつかり考えていただきたいのです。それが一つです。

それから、もう一度申し上げますけれども、こ

ういう状況のもとで……

○大口委員長 中島君に申し上げます。

時間が終了しております。

○中島委員 はい。排砂を進めるべきではない。なかなか見識のある大臣なんだから、この辺はすばつとそういう結論を出していただきたいと思います。

○中山國務大臣 今、先生からそういう目で見る資料は拝見をいたしましたが、私も今初めて聞いたことでござりますので、事実関係をよく調査して、またの機会に詳細、これからの方針、それから今までやつてまいりましたこと、関西電力との関係、そういうものをいろいろ精査してみたいと思います。

○中島委員 重ねて申し上げますが、連携排砂なんというのはどうぞ精査をした上で、このようないることのないように私は強く要求して、この質問を終わります。

○大口委員長 この際、休憩いたします。

午後二時四十二分休憩

午後三時五十二分開議

○大口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中西續介君。

○中西(續)委員 河川法第一条「目的」についてお聞きしたいと思います。

一九六四年、現行法が制定されて以来、一九七二年、第一回の改正がされまして、今回で六回にわたるわけでありますけれども、この第一条に、一九九七年、平成九年に目的を扩充するため「河川環境の整備と保全」が追加されましたけれども、なぜこのようなものが追加されてきたのか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○竹村政府参考人 お答えいたします。

河川の持つ多様な自然環境や水辺空間としての機能に着目して、良好な河川環境の整備と保全を求める国民のニーズが近年高まってまいってきたところでございます。

一方、今委員の御指摘のように、前の河川法では、治水、利水を主眼にして昭和三十九年に制定された河川法でございます。この河川法の中に、河川環境を明確に位置づけたものとはなっていなかつたわけでございます。平成九年の改正におきましては、河川法第一条の「目的」の中で明

記し、河川における良好な自然環境の保全や多目的型川づくり等、河川環境の整備と保全を積極的に推進していくこととしたわけでござります。○中西(継)委員 そういう経過があつたわけですが、さいますけれども、その中に、地域の意向を反映するための手続を整備したし、長期計画に学識経験者、地域住民の意思を反映することが明記されたと思いますけれども、この地域住民の意向というのはどういうものを指しておるのか、これについてお答えください。

○竹村政府参考人 平成九年の河川法改正によりまして、河川整備基本方針と河川整備計画の二段階の計画制度が創設されました。

河川整備基本方針は、河川管理者が責任を持つて策定することとされた一方、河川整備計画の策定に当たっては、河川管理者は、必要があると認めた場合には、公聴会等の開催によりまして、関係住民の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならないとされたところでござります。

これは、河川整備計画では具体的な河川工事等の内容を定めることとしており、また、河川における環境の保全は、我が国のように南北に長い日本列島にある川は、地形、気象のみならず、生態系が一つ一つの川によって姿が変わつてしまいます。そのためには、画一的な環境整備、環境保全ははじめないということから、地域の特性に応じてきめ細かい整備を行う必要がある。そのためには、当該河川と密接な関係を有する流域の住民の方々の多様な意見をお聞きして、その計画に反映させようとしたものでございます。

○中西(継)委員 そうしますと、一番最後の方でお答えいただきましたように、その地域地域によつて、それぞれの環境なりあるいは地勢なり異なるわけでありますから、それぞれ地域の住民のそうした御意見を十分反映するということが必要になつてきました。こういう事柄からして、このようになつてきました。○中西(継)委員 そういうことが必要に地域住民の意向が非常に大事になつてきたといふことが言われるわけであります。

合ったという状況があつたのですけれども、会つてみた結果は、逆に今度はお互にその内容を知ることができた、そのことによつてむしろいい条件をそこにはつくり出すことができたということを言つているわけですね。

ですから、大臣、やはりそのような形で、いろいろ直接的にでも積極的にお会いしたりするような状況があるわけですから、そうしたお気持ちを絶えず持つていただきて、多くの皆さんの御納得いただける状況をつくり出していくことでこれからの方も大きく変わつてくるのではないか、こういうような感じがいたしますので、その点ひとつ十分御留意いただきたいと思います。

それから、時間がだんだんなくなつてくるものですから、河川法の一部を改正する法律案の提出された背景、理由、本改正案について、この間にしてる経過、簡単に触れていただきたいと思います。

○加藤政務次官 今回の河川法の改正の背景についてお尋ねがございました。

平成九年に河川法が改正され、法律の目的として、河川環境の整備と保全が位置づけられたとともに、新しい計画制度が導入され、河川整備計画の策定に当たり、地方公共団体の長、地域住民の意見を反映する手続が整備されたところであります。これにより、地域の意見を生かした河川整備を推進する制度が始動したところであります。

こうした状況のもと、建設大臣の諮問機関であるところの河川審議会において、昨年十二月から河川管理への市町村参画の拡充策について審議を行い、本年一月には、市町村工事制度の拡充、政令指定都市への河川管理権限の委譲を内容とする答申をいたしましたところであり、これを踏まえて今回の法律の改正を行うこととしたものでござります。

います。

○中西(總)委員 そこで、現行河川法は、明治時代の旧河川法の区間主義管理制度を改正して、河川は水系別重要度によりまして区分できる水系主義河川管理制度を採用してきたわけあります。

今回の改正は、二級河川は、知事と政令指定都市市長の合意区間について、知事が持つて、河川整備基本方針を含む内容でございますけれども、もう一度お答えいただきたいと思いますが、政令指定都市の河川管理費用の財政措置はどうなつて行くのか、この点について。

市長の合意区間について、知事が持つて、河川整備基本方針を含む内容でございますけれども、もう一度お答えいただきたいと思いますが、政令指定都市の河川管理費用の財政措置はどうなつて行くのか、この点について。

さらには、河川整備基本方針を含め、一切の河川管轄権限が委譲されることになると、知事との間では、水系一貫の河川管理に支障はないのかどうか、この点についてお答えください。

○竹村政府参考人 二点お答えいたします。

第一点目の、知事と政令指定都市の長との関係でございますが、河川のどういうところが、基準を指定されるかということとございますが、河川の重要度だと河川の整備状況だと、政令指定都市が管理する必要性の有無等、大小等ございまして、一律に客観的な基準を私どもが決めるといふことは予定してございません。

いずれにしましても、区間の指定は河川ごとの運用によってゆだねられまして、流域が指定都市の区域内で完結する河川だと、改修がほぼ完成し管理のみを指定都市にゆだねるというような河流域に対する要請の高まりを踏まえると、まちづくりの主体である、住民に身近な自治体である市町村が、河川の整備と管理に対し積極的に参加することが求められているところであります。

このように、河川審議会において、昨年十二月から河川管理への市町村参画の拡充策について審議を行い、本年一月には、市町村工事制度の拡充、政令指定都市への河川管理権限の委譲を内容とする答申をいたしましたところであり、これを踏まえて今回の法律の改正を行うこととしたものでござります。

理を実施していくという法体系のもとに組み込まれるものと理解してございます。

○中西(總)委員 次に、このような権限委譲が行われた場合、先ほどもありましたけれども、もう一度お答えいただきたいと思いますが、政令指定都市の河川管理費用の財政措置はどうなつていくのか、この点について。

○竹村政府参考人 政令指定都市が工事をやる部分につきましては、都道府県に対する場合と同様、私ども国庫補助を実施いたします。さらに、起債措置と元利償還金の地方交付税措置が都道府県と同様に認められるよう、自治省と現在協議をしております。

また、日常的な維持管理を含めた河川管理費用につきましても、地方交付税の算定に当たりまして、基本的に都道府県と同様に取り扱う方向で自治省と協議しているところでございます。

○中西(總)委員 改正案におきましては、市町村工事制度の適用対象河川が拡大されることになりますけれども、その場合、市町村は一定の河川工事あるいは維持に限られておりいるわけでありますけれども、その場合、市町村は一定の河川工事あるいは維持に限られておりますけれども、市町村が行つた工事に關係した施設などの管理についてどうなつていくのか、この点が一つ。

それから、本改正案では、一級河川の直轄管理区間における河川の工事、維持をするのは市町村となつて、都道府県は一級河川の直轄管理区間の河川の工事、維持はできないというけれども、その理由は那邊にあるのかをお聞きいたしたいと思います。

最後に、当該市町村が積極的に河川工事をするためには、費用負担の支援をどのようにしてやるのか。

○竹村政府参考人 三点についてお答えいたしました。

○中西(總)委員 地方自治体の財政状況は極めて厳しくございますので、そこいらについては、この後各持ち場、持ち場における体制が揺るがないように、ちゃんと措置をしていただくようお願いを申し上げて、終わります。

○大口委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○大口委員長 これまでの議論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

河川法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

者である建設大臣が当該施設を維持管理していくこととなります。

二点目の、都道府県ができる理由でございますが、この今回の措置は、市町村は、直轄区間においてまちづくりと連携した河川整備、河川環境の保全等の必要性については、都道府県管理区間の保全等の必要性について。

また、まちづくりや地域づくりの主体であるとともに、住民に最も身近な自治体である市町村が河川管理に対してより積極的に参加することが求められることがからこのような法改正になつたわけだと思います。

また、まちづくりや地域づくりの主体であるとともに、住民に最も身近な自治体である市町村が河川管理に対してより積極的に参加することが求められることがからこのような法改正になつたわけだと思います。

最後に、市町村の財政支援でございますが、一級河川の直轄区間におきましては、市町村が河川工事を行う場合は、国が三分の一、県が三分の一、市町村が三分の一となります。この際、市町村の河川工事の負担分につきまして、都道府県が行います同様な起債措置と元利償還金の地方交付税措置が認められるよう、自治省と協議している段階でございます。

それから、本改正案では、一級河川の直轄管理区間における河川の工事、維持をするのは市町村となつて、都道府県は一級河川の直轄管理区間の河川の工事、維持はできないというけれども、その理由は那邊にあるのかをお聞きいたしたいと思います。

最後に、当該市町村が積極的に河川工事をするためには、費用負担の支援をどのようにしてやるのか。

○竹村政府参考人 三点についてお答えいたしました。

○大口委員長 これまでの議論に入るのであります。が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

河川法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

そこで、建設省は、住民に対する情報公開と説明責任を負つておると思うわけありますけれども、住民の要求にいかに対応してきたか、この点について具体的にお答えください。

○竹村政府参考人 住民に対する情報公開、説明責任はすべての公共事業にとって必要であります。特にこの河川行政におきましては、すべての公共事業に先立ちまして、ダム事業等事業の評価手法として、平成七年度にダム等事業審議委員会を試行しました。そこで第三者の意見を聴取し、そして、このダム事業審議委員会では、十三事業計画の見直し等、国民にわかりやすい事業の進め方に努力してきたところでございます。

さるに、平成十年度からは、所管事業の評価について、事業の節目となる段階ごとに評価を実施するシステムを導入いたしました。具体的には、新規事業採択においては、緊急性、必要性等を議論し、検討を行い、その結果はすべての事業で公表してございます。そして、事業実施中の事業で今後の対応方針等を議論し、決定しているところでございます。

さらに、完成後の事業におきましては、今述べた事業評価監視委員会におきまして、現在、事後評価の試行、いわゆるトライアルを実施しております。この試行結果を踏まえまして、平成十二年度より本格的に事業の事後評価を実施していく予定となつてございます。

○中西(續)委員 このような経過を経て、今説明のあったような体制にだんだん入つてきたわけでありますけれども、そこで、この前から問題になつております、一月の吉野川可動堰住民投票との関係についてお聞かせをいただきたいと思います。

それは、今言わされましたように、住民の要求に

果たしてなされたかどうかということが大変問題になつてきておると思います。

我々が入手した程度でございますから十分では

ありませんけれども、七年前にこの計画を知つ

た、そして初めてそこで住民の皆さんのが説明を求

められたけれども、一枚の紙片を渡すだけで、全

くわからない一点張りであったといふことが新聞

紙上でも報道されておるわけあります。あるい

は、この審議会がございましたけれども、これは

各河川あるいはダム等々の今まであつたものを追

づつと時間の許す限り検討をしてまいりましたけ

れども、審議会は、建設省から示されたものを追

認するような形でほとんどが開かれておつたので

はないかと理解するような状況でしかなかつたと

私は思います。

したがつて、少なくともこの従前の手だけがど

うであったのか、そしてその後、積極的に民意を

知る手段としての住民投票の必要性を強調し、また認識し、対話への参加をさ

まざまな方々に呼びかけていく、そういうむしろ

実態に合わせた法律改正というふうに私は認識を

しております。

○中山國務大臣 先ほどもどなたかに御答弁申し

上げましたが、大阪と兵庫県の境を流れております

いわゆる猪名川なんかは、二十六年かかつて七

にも、住民の方々と大臣室で、異例のことではございましたが、かなり大勢の人に入つてもらつて

お話をしたことも、私は当然皆さんの御意向といふものを、たとえ反対派の人であつても拝聴する

機会を貴重と思っておりましたから、そういうこ

ともいたしました。

住民の方々の理解を得ながら進めるという方針

は変わらないのですから、この意思を反映するためにどうい

ういうことが言われておりますけれども、対話

においてそのほか何か手立てをお考へになつておら

れます。

住民の方々の理解を得ながら進めるという方針

は変わらないのですから、この意思を反映のためにどうい

ういうことが言われておりますけれども、対話

においてそのほか何か手立てをお考へになつておら

れます。

住民の方々の理解を得ながら進めるという方針

〔賛成者起立〕

○大口委員長 起立総員。よって、本案は原案の
に対し、原田義昭君外五名より、自由民主党、民
主党、公明党・改革クラブ、自由党、日本共産党
及び社会民主党・市民連合の六会派共同提案によ
る附帯決議を付すべしとの動議が提出されており
ます。

○大口委員長 ただいま議決いたしました法律案
に対し、原田義昭君外五名より、自由民主党、民
主党、公明党・改革クラブ、自由党、日本共産党
及び社会民主党・市民連合の六会派共同提案によ
る附帯決議を付すべしとの動議が提出されており
ます。

提出者より趣旨の説明を聽取いたします。田中
慶秋君。

○田中（慶）委員 ただいま議題となりました河川
法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案に
つきまして、自由民主党、民主党、公明党・改革
クラブ、自由党、日本共産党及び社会民主党・市
民連合を代表して、その趣旨を説明申し上げま
す。

案文はお手元に配付しておりますが、その内容
につきましては、既に質疑の過程において委員各
位におかれましては十分御承知のところでありま
すので、この際、案文の朗読をもつて趣旨の説明
にかえることといたします。

附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点
に留意し、その運用について遺憾なきを期すべ
きである。

一 政令指定都市への河川管理権限の委譲に當
たっては、国、関係都道府県及び関係政令指
定都市は相互に十分連携をとるとともに、過
大な財政負担にならないよう努めること。

二 市町村工事制度の運用に当たっては、地域
の創意工夫が十分反映されるよう努めると
もに、積極的な制度の活用を図ること。
三 河川整備を行うに当たっては、本年一月の
河川審議会答申（川における伝統技術の活用
はいかにあるべきか）を踏まえ、伝統技術の
知恵を現代に合わせて活用し、環境や歴史的

風土との調和に努めること。
四 都市河川が都市における貴重な水辺空間で
あることに鑑み、その整備に当たっては、親
水性に配慮した魅力ある河川環境が創出され
るよう努めること。

委員各位の御賛同をよろしくお願ひ申し上げま
す。

以上であります。

○大口委員長 これにて趣旨の説明は終わりま
す。

探決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○中山國務大臣 起立総員。よって、原田義昭君外
五名提出の動議のとおり附帯決議を付することに
決しました。

この際、中山建設大臣から発言を求められてお
りますので、これを許します。建設大臣中山正暉
君。

案文はお手元に配付しておりますが、その内容
につきましては、既に質疑の過程において委員各
位におかれましては十分御承知のところでありま
すので、この際、案文の朗読をもつて趣旨の説明
にかえることといたします。

河川法の一部を改正する法律案につきまして
は、本委員会におかれまして熱心な御討議をいた
だき、ただいま全会一致をもつて可決されました
ことで、これを許します。建設大臣中山正暉
君。

河川法の一部を改正する法律案につきまして
は、本委員会におかれまして熱心な御討議をいた
だき、ただいま全会一致をもつて可決されました
ことで、これを許します。建設大臣中山正暉
君。

○大口委員長 次に、内閣提出、大深度地下の公
共的使用に関する特別措置法案を議題といたしま
す。

趣旨の説明を聽取いたします。国土庁長官中山
正暉君。

〔本号末尾に掲載〕

次に、この法律案の内容につきまして御説明申
し上げます。

第一に、この法律において、大深度地下とは、
建築物の地下室の用に通常供されることがない地
下の深さとして政令で定める深さ。または、通常
の建築物の基礎ぐいを支持することができる地
盤、いわゆる支持層の上面から政令で定める距離
をえた深さのうち、いずれか深い方の地下をい
うことといたします。

第二に、この法律による特別の措置は、人口の
集中度、土地利用の状況等を勘案し政令で定める
地域において、道路、河川、鉄道、通信、上下水
道等一定の公共の利益となる事業について講じら
れることといたします。

第三に、国は、大深度地下における事業の円滑
な遂行に関する基本的な事項や、安全の確保、環
境の保全その他大深度地下の使用に際し配慮すべ
き事項等を定めた大深度地下の公共的使用に関する
基本方針を定めることといたします。

第四に、法律の対象となる地域ごとに、必要な
協議を行うため、関係行政機関等で組織する大深
度地下使用協議会を設置することといたします。

第五に、国土交通大臣または都道府県知事は、
使用認可申請書の公告及び縦覧、利害関係人の意
見書の提出、関係行政機関の意見書の提出等所要
の手続を経て、使用の認可を行なうことができるこ
とといたしております。

第六に、使用の認可を受けた事業者は、原則と
いふべきです。

○大口委員長 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員
員各位の御指導、御協力

ありがとうございました。

して補償することなく大深度地下を使用することができることといたしておりますが、例外的に補償すべき損失がある場合には、請求を待つてこれを補償することといたします。なお、事業区域に井戸などの既存物件がある場合は、事前に補償した後、その物件の移転を求めることができることといたしております。

その他、これらに関連をいたしまして、所要の規定の整備を行うことといたしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いを申し上げます。

○大口委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○大口委員長 この際、御報告を申し上げます。

去る平成十一年十二月十五日、調査局長に命じました公共事業の個別事業内容・実施状況等に関する予備的調査につきましては、去る三月十六日、報告書が提出されましたので、御報告いたしました。

なお、報告書につきましては、同日、私から議長に対し、その写しを提出いたしました。

次回は、来る二十九日水曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開催することと午後四時二十七分解散会

第三章 使用の認可(第十一条—第三十条)

第四章 事業区域の明渡し等(第三十一条—第三十八条)

第五章 雜則(第三十九条—第五十一条)

第六章 訽則(第五十二条—第五十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、その要件、手続等について特別の措置を講ずることにより、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大深度地下」とは、次の各号に掲げる深さのうちいずれか深い方以上の深さの地下をいう。

一 建築物の地下室及びその建設の用に通常供されることがない地下の深さとして政令で定める深さ

二 当該地下の使用をしようとする地点において通常の建築物の基礎ぐいを支持することができる地盤として政令で定めるもののうち最も浅い部分の深さに政令で定める距離を加えた深さ

三 この法律において「事業者」とは、第四条各号に掲げる事業を施行する者であつて大深度地下の使用を必要とする者をいう。

七 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十七条)第一項に規定する第一種電気通信事業者といふが一般の需要に応する鉄道事業の用に供する施設に関する事業

八 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道の用に供する施設に関する事業

九 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)による一般電気事業(鉄電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物に関する事業)

十 水道法(昭和三十二年法律第七百七十七号)による水道事業(若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業若しくは水道用水供給事業、工場による工業用水道事業又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設に関する事業)

る。
(対象事業)

第四条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。

一 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路に関する事業

二 河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)が適用され、若しくは準用される河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する水路、貯水池その他の施設に関する事業

三 国、地方公共団体、緑資源公團又は土地改良区(土地改良区連合を含む)が設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業

四 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第七条第一項に規定する鉄道事業者(以下単に「鉄道事業者」という)が一般の需要に応する鉄道事業の用に供する施設に関する事業

五 日本鉄道建設公團が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業

六 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道の用に供する施設に関する事業

七 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十七条)第一項に規定する第一種電気通信事業者といふがその事業の用に供する施設に関する事業

八 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)による一般電気事業(鉄電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物に関する事業)

九 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)によるガス工作物に関する事業

十 水道法(昭和三十二年法律第七百七十七号)による水道事業(若しくは水道用水供給事業、工場による工業用水道事業又は下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設に関する事業)

十一 水資源開発公團が設置する水資源開発公團法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十八条第一項第一号の施設及び同条第二項第一号の愛知豊川用水施設に関する事業

十二 前各号に掲げる事業のほか、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第三条各号に掲げるものに関する事業又は都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)の規定により土地の使用することができる都市計画事業のうち、大深度地下を使用する必要があるものと

して政令で定めるものに掲げる事業のために欠くことができない道路、鉄道、軌道、電線路、水路その他の施設に関する事業

十三 前各号に掲げる事業のために欠くことができない道路、鉄道、軌道、電線路、水路その他の施設に関する事業

十四 前各号に掲げる事業のための施設に配慮しなければならない。

(安全の確保及び環境の保全の配慮)

第五条 大深度地下の使用に当たっては、その特性にかんがみ、安全の確保及び環境の保全に特

に配慮しなければならない。

(基本方針)

第六条 国は、大深度地下の公共的使用に関する基本方針(以下「基本方針」という)を定めなければならない。

二 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 大深度地下における公共の利益となる事業の円滑な遂行に関する基本的な事項

二 大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項

三 安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項

四 前三号に掲げるもののほか、大深度地下の

公共的使用に関する重要な事項

三 國土交通大臣は、基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

四 國土交通大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公示しなければならない。

五 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(対象地域)

第一条 この法律による特別の措置は、人口の集中度、土地利用の状況その他の事情を勘案し、公共の利益となる事業を円滑に遂行するため、大深度地下を使用する社会的経済的必要性が存在する地域として政令で定める地域(以下「対象地域」という)について講じられるものとす

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 事業の準備等(第九条)

(大深度地下使用協議会)

第七条 公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るために、政令で定めるところにより、国と関係行政機関及び関係都道府県(以下この条において「国と行政機関等」という。)により、大深度地下使用協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

2 前項の協議を行うための会議(第五項において「会議」という。)は、国の行政機関等の長又はその指名する職員をもつて構成する。

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係市町村及び事業者に対し、資料の提供、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に對しても、必要な協力を依頼することができる。

5 会議において協議が調つた事項については、国の行政機関等は、その協議の結果を尊重しなければならない。

6 協議会の庶務は、国土交通省において処理する。前項に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、協議会が定める。

(情報の提供等)

第八条 国及び都道府県は、公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用に資するため、対象地域における地盤の状況、地下の利用状況等に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 事業の準備等

(事業の準備のための立入り等及びその損失の補償に関する土地収用法の準用)

第九条 第四条各号に掲げる事業の準備のための土地の立入り、障害物の伐除及び土地の試掘等並びにこれらの行為により生じた損失の補償については、土地収用法第二章並びに第九十一条

及び第九十四条の規定を準用する。この場合において、同法第十一條第一項、第三項及び第四項、第十四条第一項及び第三項、第十五条第一項、第九十一条第一項並びに第九十四条第一項

及び第二項中「起業者」とあるのは「事業者」と、同法第九十一条第一項中「第十一條第三項、第十四条又は第三十五条第一項」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九条

において準用する第十一條第三項又は第十四条」と、「土地又は工作物」とあるのは「土地」こと、同法第九十四条第一項中「前三条」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第九条」と、「土地又は工作物」とあるのは「土地」こと、同法第七項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えることを必要とする者を含む。以下この条において同じ。)とあるのは「損失を受けた者」と、同条第七項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

第三章 使用の認可

(使用の認可)

第十一条 事業者は、対象地域において、この章の定めるところに従い、使用の認可を受けて、当該事業者が施行する事業のために大深度地下を使用することができる。

二 イからハまでに掲げる事業のために次くことができない通路、鉄道、軌道、電線

四 前二号に掲げる事業と共同して施工する事業(事前の事業調整)

2 事業が前項各号に掲げるもの以外のものであるときは、事業区域を管轄する都道府県知事が使用の認可に関する処分を行ふ。

3 一 国又は都道府県が事業者である事業

二 事業区域が二以上の都道府県の区域にわたる事業

三 一の都道府県の区域を越え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの

イ 鉄道事業者がその鉄道事業(当該事業に

係る路線又はその路線及び当該鉄道事業者若しくは当該鉄道事業者がその路線に係る

鉄道線路を譲渡し、若しくは使用させる鉄

道事業者が運送を行う上でその路線と密接に関連する他の路線が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。)の用に供する施設に関する事業

ロ 第一種電気通信事業者(その業務区域が

一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。)がその事業の用に供する施設に関する事業

ハ 電気事業法による一般電気事業(供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く)、卸電気事業(供給の相手方たる一般電気事業者の供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く)又は特定電気事業(供給地点が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く)の用に供する電気工作物に関する事業

二 イからハまでに掲げる事業のために次く

ことができない通路、鉄道、軌道、電線

五 第二項の規定による公告をした事業者は、同項の総覧期間内に、事業区域又はこれに近接する地下において第四条各号に掲げる事業を施工し、又は施工しようとする者から事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に關し必要な措置を講じなければならない。

6 前項の規定による調整の結果、第二項の規定による公告をした事業者と共同して事業を施工することとなつた事業者には、当該調整に必要な規定期定は、適用しない。

7 第二項の規定による調整の結果、第二項の規定による公告をした事業者と共同して事業を施工することとなつた事業者には、当該調整に必要な規定期定は、適用しない。

四 前二号に掲げる事業と共同して施工する事業(事前の事業調整)

2 事業が前項各号に掲げるもの以外のものであるときは、事業区域を管轄する都道府県知事が使用の認可に関する処分を行ふ。

3 一 当該事業所を管轄する大臣(以下「事業所管大臣」という。)に、同条第二項の事業にあつては都道府県知事にこれを送付しなければならない。

4 事業者の名称

二 事業の種類

三 事業区域の概要

四 使用の開始の予定時期及び期間

五 その他の国土交通省令で定める事項

より、事業概要書を作成した旨その他の国土交通省令で定める事項を公告するとともに、事業区域が所在する市町村において、当該事業概要書を当該公告の日から起算して三十日間、縦覧に供しなければならない。

3 第一項の規定により事業概要書を送付された事業所管大臣又は都道府県知事は、速やかに、事業区域が所在する対象地域に組織されている協議会の構成員にその写しを送付しなければならない。

4 前項の規定により事業概要書の写しを送付された協議会の構成員第四条各号に掲げる事業を所管する行政機関に限る。以下この項において同じ。)は、同条各号に掲げる事業を施行する者のうち当該協議会の構成員が所管するものに對し、当該事業概要書の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

5 第二項の規定による公告をした事業者は、同項の総覧期間内に、事業区域又はこれに近接する地下において第四条各号に掲げる事業を施工し、又は施工しようとする者から事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に關し必要な調整の申出があつたときは、当該調整に必要な規定期定は、適用しない。

6 前項の規定による調整の結果、第二項の規定による公告をした事業者と共同して事業を施工することとなつた事業者には、当該調整に必要な規定期定は、適用しない。

7 第二項の規定による調整の結果、第二項の規定による公告をした事業者と共同して事業を施工することとなつた事業者には、当該調整に必要な規定期定は、適用しない。

四 使用の開始の予定時期及び期間

2 事業者の名称

三 事業の種類

四 事業区域の概要

五 その他の国土交通省令で定める事項

六 物件の種類及び数量並びにその所有者の氏名及び住所

四 調書を作成した年月日
五 その他国土交通省令で定める事項
2 前項の調書の様式は、国土交通省令で定め る。
(使用認可申請書)
第十四条 事業者は、使用の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した使用認可申請書を、第十一条第一項の事業にあっては事業所管大臣を経由して国土交通大臣に、同条第二項の事業にあっては都道府県知事に提出しなければならない。
一 事業者の名称
二 事業の種類
三 事業区域
四 事業により設置する施設又は工作物の耐力
五 使用の開始の予定時期及び期間
2 前項の使用認可申請書には、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 使用の認可を申請する理由を記載した書類
二 事業計画書
三 事業区域及び事業計画を表示する図面
四 事業区域が大深度地下にあることを証する書類
五 前条の規定により作成した調書
六 前項第四号の耐力の計算方法を明らかにし た書類
七 事業の施行に伴う安全の確保及び環境の保 全のための措置を記載した書類
八 事業区域の全部又は一部が、この法律又は 他の法律によつて土地を使用し、又は収用す ることができる事業の用に供されているとき は、当該事業の用に供する者の意見書
九 事業区域の利用について法令の規定による 制限があるときは、当該法令の施行について 権限を有する行政機関の意見書
十 事業の施行に関する行政機関の免許、許 可、認可等の処分を必要とする場合において は、使用認可申請書を却下しなければならな い。

12 第二項第三号及び第二項第三号に規定する事 業区域の表示は、事業区域に係る土地又はこれ に定着する物件に関して所有権その他の権利を 有する者が、自己の権利に係る土地の地下が事 業区域に含まれ、又は自己の権利に係る物件が 事業区域にあることを容易に判断できるもので なければならない。
5 第二項第八号から第十号までに掲げる意見書 は、事業者が意見を求めた日から三週間を経過 してもこれを得ることができなかつたときは、 添付することを要しない。この場合において は、意見書を得ることができなかつた事情を疎 明する書類を添付しなければならない。
(使用認可申請書の補正及び却下)
第十五条 前条の規定による使用認可申請書及び その添付書類が同条又は同条に基づく国土交通 省令の規定に違反するときは、国土交通大臣又 は都道府県知事は、相当の期間を定めて、その 補正を求めなければならない。使用の認可の申 請に際し、第三十九条の規定による手数料を納 めないとき又は地方自治法(昭和二十二年法律 第六十七号)第二百一十七条の規定により手数 料を徴収する場合において当該手数料を納めな いときも、同様とする。
(関係行政機関の意見の聴取等)
第十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使 用の認可に係る事項の趣旨に照らし て、又は使用の認可に係る事項の確実な実施を 図るために必要最小限のものでなければならな い。

2 前項の条件は、使用の認可の趣旨に照らし て、又は使用の認可に係る事項の確実な実施を 図るために必要最小限のものでなければならな い。
(関係行政機関の意見の聴取等)
第十七条 使用の認可には、条件を付し、及びこ れを変更することができる。
2 前項の条件は、使用の認可の趣旨に照らし て、又は使用の認可に係る事項の確実な実施を 図るために必要最小限のものでなければならな い。

2 事業者が前項の規定により補正を求められた にかかわらず、その定められた期間内に補正を しないときは、国土交通大臣又は都道府県知事 は、使用認可申請書を却下しなければならな い。
(使用の認可の要件)
第十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申 請に係る事業が次に掲げる要件のすべてに該當 するときは、使用の認可をすることができる。
十一 第十二条第五項の規定により調整の申出 があつたときは、当該調整の経過の要領及び その結果を記載した書類
十二 その他の国土交通省令で定める事項

(使用の認可の要件)

第十六条 国土交通大臣又は都道府県知事は、申
請に係る事業が次に掲げる要件のすべてに該當
するときは、使用の認可をすることができる。

一 事業が第四条各号に掲げるものであるこ
と。

の者を確知することができないときその他その
意見を求めることができないときは、この限り
でない。

2 申請に係る事業の施行について関係のある行
政機関は、使用の認可に関する処分について、
国土交通大臣又は都道府県知事に対して意見を
述べることができる。

(説明会の開催等)

第十九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、使
用の認可に関する処分を行おうとする場合にお
いて必要があると認めるときは、申請に係る事
業者に対し、事業区域に係る土地及びその付近
地の住民に、説明会の開催等使用認可申請書及
びその添付書類の内容を周知させるため必要な
措置を講ずるよう求めることができる。

(使用の認可の手続に関する土地収用法の準用)

第二十条 国土交通大臣又は都道府県知事が使用
の認可に関する処分を行おうとする場合の手続
については、前二条に規定するもののほか、土
地収用法第二十二条から第二十五条までの規定
を準用する。この場合において、同法第二十二
条、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び
第二十五条第一項中「事業の認定」とあり、並び
に同条第二項中「認定」とあるのは「使用の認可」
と、同法第二十三条第二項並びに第十四条规定
二項及び第四項中「起業者」とあるのは「事業者」
と、同法第二十三条第二項及び第二十四条第一
項から第四項までの規定中「起業地」とあるのは
「事業区域」と、同条第一項中「第十二条」とある
のは「大深度地下の公共的使用に関する特別措
置法第十六条」と、同項及び同条第三項中「事業
認定申請書」とあるのは「使用認可申請書」と読
み替えるものとする。

(使用の認可の告示等)

第二十一条 国土交通大臣又は都道府県知事は、
第十六条の規定によつて使用の認可をしたとき
は、遅滞なく、その旨を当該使用の認可を受け
た事業者(以下「認可事業者」という。)に文書で
通知するとともに、次に掲げる事項をそれぞれ

官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。

一 認可事業者の名称

二 事業の種類

三 事業区域

四 事業により設置する施設又は工作物の耐力

五 使用の期間

2 國土交通大臣は、前項の規定による告示をしときは、直ちに、関係都道府県知事にその旨を通知するとともに、事業区域を表示する図面の写しを送付しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による告示をしたときは、直ちに、国土交通大臣にその旨を報告し、国土交通大臣の要求があつた場合においては、使用の認可に関する書類の写しを送付しなければならない。

4 使用の認可は、第一項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。
(事業区域を表示する図面の長期総覧)

第二十二条 國土交通大臣又は都道府県知事は、第十六条の規定によつて使用の認可をしたときは、直ちに、事業区域が所在する市町村の長にその旨を通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の通知を受けたときは、直ちに、第二十条において準用する土地収用法第二十四条第一項の規定により送付を受けた事業区域を表示する図面を、第二十九条第四項において準用する第二十八条第六項又は第三十条第三項若しくは第四項(事業区域の全部の使用が廃止された場合に限る)の規定による通知を受ける日まで公衆の縦覧に供しなければならない。

3 土地収用法第二十四条第四項及び第五項の規定は、市町村長が第一項の通知を受けた日から二週間を経過しても前項の規定による手続を行わない場合に準用する。この場合において、同一条第四項中「起業地」とあるのは「事業区域」と、「起業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

(登録簿)

第二十三条 都道府県知事は、その管轄区域における大深度地下の使用の認可に関する登録簿(次項において単に「登録簿」という。)を調製し、公衆の閲覧に供するとともに、請求があつたときはその写しを交付しなければならない。

2 登録簿の調製、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

3 第二十四条 國土交通大臣又は都道府県知事は、使用の認可を拒否したときは、遅滞なく、その旨を申請に係る事業者に文書で通知しなければならない。

4 第二十五条 國土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による承認がなされたときには、当該都道府県の公報で告示しなければならない。

5 第二十六条 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による承認をしたときは、それぞれ官報又は、遅滞なく、申請書を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

6 第二十七条 國土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による承認を受けたときは、直ちに、その旨を、事業区域が所在する市町村の長に通知するとともに、国土交通大臣にあつては関係都道府県知事に通知し、都道府県知事にあつては国土交通大臣に報告しなければならない。

7 第二十八条 國土交通大臣又は都道府県知事は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するとときは、使用の認可(前条第一項の規定による承認を含む。以下この条において同じ。)を取り消すことができる。

8 第二十九条 國土交通大臣又は都道府県知事は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するとときは、使用の認可(前条第一項の規定による承認を含む。以下この条において同じ。)を取り消すことができる。

9 第三十条 國土交通大臣又は都道府県知事は、認可事業者が事業の全部若しくは一部を事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

10 第三十一条 國土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出を受け取ったときは、事業区域の全部又は一部の使用が廃止されたこと(事業区域の一部の使用が廃止にあつては、使用の廃止に係る事業区域の部分を含む)を、それぞれ官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。

11 第三十二条 國土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定による告示をしときは、直ちに、事業区域が所在する市町村の長及び関係都道府県知事に対し、その旨を通知するとともに、事業区域の一部の使用の廃止にあつては、使用の廃止に係る事業区域の部分を表示する図面の写しを送付しなければならない。

12 第三十三条 國土交通大臣は、前項の規定による告示をしときは、直ちに、その旨を、事業区域が所

できない。

2 前項の規定による国土交通大臣への承認の申請は、事業所管大臣を経由して行わなければならぬ。この場合においては、事業所管大臣は、遅滞なく、申請書を検討し、意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 第二十九条の規定は、前項の規定による告示をした場合に準用する。

4 前条第六項の規定は、前項の規定による告示をした場合に準用する。

5 使用の認可是、第三項の規定による告示があつた日から将来に向かつて、その効力を失う。

6 第二十九条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

7 第三十一条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

8 第三十二条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

9 第三十三条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

10 第三十四条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

11 第三十五条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

12 第三十六条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

13 第三十七条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

14 第三十八条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

15 第三十九条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

16 第四十条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

17 第四十一条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

18 第四十二条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

19 第四十三条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

20 第四十四条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

21 第四十五条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

22 第四十六条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

23 第四十七条第一項の規定による告示があつた後、認可事業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、又はこれを変更したために事業区域の全部又は一部を使用する必要がなくなったときは、認可事業者は、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨(事業区域の一部を使用する必要がなくなったときには、使用の必要がなくなったとき)に該当する部分及びこれを表示する図面を含む)を届け出なければならない。

可を取り消すとするときは、あらかじめ、事業所管大臣の意見を聽かなければならない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により使用の認可を取り消したときは、それぞれ官報又は当該都道府県の公報で告示しなければならない。

告するとともに、事業区域の一部の使用の廃止にあつては、当該市町村長に使用の廃止に係る事業区域の部分を表示する図面の写しを送付しなければならない。

5 第三項又は前項の通知（事業区域の一部の使用の廃止に係るものに限る。次項において同じ。）を受けた市町村長は、直ちに、使用の廃止に係る事業区域の部分を表示する図面を第二十二条第一項に規定する日まで公衆の縦覧に供しなければならない。

6 土地収用法第二百四十四条第四項及び第五項の規定は、市町村長が第三項又は第四項の通知を受けた日から一週間に経過しても前項の規定による手続を行わない場合に準用する。この場合において、同条第四項中「起業地」とあるのは「事業区域」と、「起業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

7 使用の認可は、第二項の規定による告示があつた日から将来に向かつて、その効力（事業区域の一部の使用の廃止に係るものにあつては、使用の廃止に係る事業区域の部分における効力）を失う。

第四章 事業区域の明渡し等

（事業区域の明渡し）

第三十一条 認可事業者は、事業の施行のため必

要があるときは、事業区域にある物件を占有している者に対し、期限を定めて、事業区域の明渡しを求めることができる。

2 前項の規定による明渡しの期限は、同項の請求をした日の翌日から起算して三十日を経過した後日の日でなければならない。

3 第一項の規定による明渡しの請求があつた物件を占有している者は、明渡しの期限までに、物件の引渡し又は移転（以下この章において「物件の引渡し等」という。）を行わなければならぬ。ただし、次条第三項の規定による支払がないときは、この限りでない。

4 第一項に規定する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、

適用しない。

（事業区域の明渡しに伴う損失の補償）

第三十二条 認可事業者は、前条の規定による物件の引渡し等により同条第一項の物件に関し権利を有する者が通常受けける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、認可事業者と損失を受けた者が協議して定めなければならぬ。

3 認可事業者は、前条第二項の明渡しの期限ま

でに第一項の規定による補償額を支払わなければならぬ。

4 第二項の規定による協議が成立しないときは、土地収用法第九十四条第二項から第十二項までの規定を準用する。この場合において、同

条第二項中「起業者」とあるのは「認可事業者」と、同条第七項中「この法律」とあるのは「大深度地下の公共の使用に関する特別措置法」と読み替えるものとする。

5 前項において準用する土地収用法第九十四条第一項又は第九項の規定による裁決の申請又は訴えの提起は、事業の進行及び事業区域の使用を停止しない。

（補償金の供託）

第三十三条 認可事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条第三項の規定による補償金の支払に代えて、これを供託することができる。

一 補償金を受けるべき者がその受領を拒んだとき、又は補償金を受領することができないとき。

二 認可事業者が過失がなくして補償金を受けるべき者を確知することができないとき。

三 認可事業者が収用委員会が裁決した補償金

己の見積り金額を払い渡し、裁決による補償金の額との差額を供託しなければならない。

3 認可事業者は、先取特権、質権若しくは抵当権又は仮登記若しくは買戻しの特約の登記に係る権利の目的物について補償金を支払うときは、これらの権利者のすべてから供託しなくては、これらの権利者の旨の申出があったときを除き、その補償金を供託しなければならない。

4 第三項の規定による供託は、事業区域の所在地の供託所にしなければならない。

5 認可事業者は、第一項から第三項までの規定による供託をしたときは、遅滞なく、その旨を補償金を取得すべき者に通知しなければならない。

6 市町村長は、第二項に規定する費用を第三項の規定により徴収することができないとき、又は徴収することが適当でないと認めるときは、義務者に対し、あらかじめ納付すべき金額並びに納付の期限及び場所を通知して、これを納付させるものとする。

7 市町村長は、前項の規定によって通知を受けた者が同項の規定により納付すべき金額を超過しても同項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

8 前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに第五項の規定により納付すべき金額を納付しないときは、市町村長は、国税滞納処分の例によつて、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（事業区域の明渡しの代執行）

第三十五条 第三十一条第三項本文の場合において次の各号のいずれかに該当するときは、市町村長は、認可事業者の請求により、物件の引渡し等を行うべき者（以下この条及び次条において「義務者」という。）に代わつて、物件を引き渡し、又は移転しなければならない。

一 義務者がその責めに帰すことができない理由によりその義務を履行することができないとき。

二 認可事業者が過失がなくて義務者を確知することができないとき。

3 前項の場合において、市町村長は、義務者及

き第三十二条第一項の補償金を義務者に代わつて受けることができる。

4 認可事業者が前項の規定により補償金の全部又は一部を市町村長に支払った場合においては、この法律の適用については、認可事業者が市町村長に支払った金額の限度において、第三十二条第一項の補償金を支払ったものとみなす。

5 市町村長は、第二項に規定する費用を第三項の規定により徴収することができないとき、履行しても義務者がその義務を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、認可事業者の請求により、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をして、又は第三者をしてこれをさせることができ

る。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

（事業区域の明渡しの代執行）

第三十六条 第三十一条第三項本文の場合において義務者がその義務を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、認可事業者の請求により、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をして、又は第三者をしてこれをさせることができ

る。

2 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県知事が前項の規定による代執行に要した費用を徴収する場合に準用する。

（その他の損失の補償）

<p>第三十七条 第三十二条第一項に規定する損失のほか、第二十五条の規定による権利の行使の制限によって具体的な損失が生じたときは、当該損失を受けた者は、第二十一条第一項の規定による告示の日から一年以内に限り、認可事業者に対し、その損失の補償を請求することができる。</p> <p>三十二条第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。</p> <p>2 前項の規定による損失の補償については、第三十二条第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。</p>	<p>第四十二条 都道府県知事がした使用の認可に関する処分に不服がある者は、国土交通大臣に対する申立て又は審査請求をすることができる。</p> <p>(不服申立てに対する決定及び裁決)</p> <p>第四十三条 国土交通大臣の第十二条第一項の事業に係る使用の認可に関する処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、事業所管大臣の意見を聴いた後にしなければならない。</p> <p>2 國土交通大臣は、使用の認可についての異議申立て又は審査請求があつた場合において、使用的認可に至るまでの手続その他の行為に関して違法があつても、それが軽微なものであつて使用の認可に影響を及ぼすおそれがないと認められたときは、決定又は裁決をもつて当該異議申立て又は審査請求を棄却することができる。</p> <p>(使用の認可の手続の省略)</p> <p>第四十四条 異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決により使用の認可が取り消された場合において、国土交通大臣又は都道府県知事が再び使用の認可に関する処分をしようとするときは、使用的認可につき既に行つた手続その他の行為は、法令の規定に違反するものとして当然取消しの理由となつたものを除き、省略することができる。</p>
<p>第四十五条 この法律において準用する土地収用法の規定に基づく収用委員会の裁決に関する訴えは、これを提起した者が事業者であるときは事業者を、それぞれ被告としなければならない。</p> <p>(期間の計算、通知及び書類の送達の方法に関する土地収用法の準用)</p> <p>第四十六条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による期間の計算、通知及び書類の送達の方法については、土地収用法第三百三十五条の規定を準用する。</p> <p>(行政手続法の適用除外)</p> <p>第四十七条 この法律において準用する土地収用法の規定により収用委員会又はその会長若しくは指名委員がする処分については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。</p> <p>(都道府県知事がした処分に対する審査請求)</p>	<p>第四十七条 この法律で定める手続その他の行為を代理人が行うときは、当該代理人人は、書面をもつて、その権限を証明しなければならない。</p> <p>(権限の委任)</p> <p>第四十八条 この法律に規定する国土交通大臣又は事業所管大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。</p> <p>(事務の区分)</p> <p>第四十九条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次の各号に掲げるものの第十二条第一項の事業に関するものに限る。(は)地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務と、第二号に掲げるもの(第十二条第二項の事業に関するものに限る。)は同法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。</p> <p>一 都道府県が第九条において準用する土地収用法第十二条第一項及び第四項並びに第十四条第一項、第二十条において準用する同法第十二条第四項及び第五項並びに第十五条第二項、第二十二条第三項及び第三十条第六項において準用する同法第十二条第二項、第二十三条第一項、第三十六条第一項並びに同条第二項において準用する第三十五条第三項の規定により処理することとされている事務</p>
<p>二 市町村が第九条において準用する土地収用法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項、第二十二条において準用する同法第十二条第二項、第二十二条第二項、第三十条第六項並びに第三十五条第一項から第三項まで、第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務</p> <p>(指定都市の区に関する特例)</p> <p>第五十条 この法律第七条第三項を除く。の規定による期間の計算、通知及び書類の送達の方法については、土地収用法第三百三十五条の規定を準用する。</p> <p>(指定都市の区に関する特例)</p> <p>第五十四条 第九条又は第三十二条第四項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第三号の規定による実地調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十五条 法人の代表者は又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の刑を科する。</p>	<p>(政令への委任)</p> <p>第五十二条 第九条又は第三十二条第四項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第二号の規定によつて、収用委員会に出頭を命じられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第九条において準用する土地収用法第十二条第一項において準用する場合において、都道府県知事が許可を受けないで土地に立ち入り、又は立ち入らせた事業者は</p> <p>二 第九条において準用する土地収用法第十三条の規定に違反して同法第十二条第三項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者は</p> <p>三 第九条において準用する場合において、市町村長が第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けないで障害物を伐除した者又は都道府県知事が許可を受けないで土地に試掘等(同項に規定する試掘等をいう。)を行つた者は</p>

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する場合は、十万円以下の過料に処する。

一 第九条又は第三十二条第四項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第一号の規定により出頭を命じられた者が、正当の事由がなくて出頭せず、陳述せず、又は虚偽の陳述をしたとき。

二 第九条又は第三十二条第四項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第一号の規定により資料の提出を命じられた者が、正当の事由がなくて資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出せしめたとき。

- 別表第一に次のように加える。
- 三 第九条又は第三十二条第四項において準用する土地収用法第九十四条第六項において準用する同法第六十五条第一項第二号の規定により出頭を命じられた鑑定人が、正当の事由がなくて出頭せず、又は鑑定をしないとき。

附則 (施行期日) を提出したとき。

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法の一部を次のように改正する。

理由 公共の利益となる事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るため、大深度地下の公共的な使用に関し、基本方針の策定、大深度地下使用協議会の設置、大深度地下における公共の利益となる事業に対する国土交通大臣等による使用的認可、当該事業の事業区域の明渡し及びそれによつて損失の補償等特別の措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第 号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、次に掲げるもの第十一条第一項の事業に関するものに限る。)
一 都道府県が第九条において準用する土地収用法第十一條第一項及び第四項並びに第十四条第一項、第二十条において準用する同法第二十四条第四項及び第五項並びに第二十五条第二項、第二十二条第三項及び第三十条第六項において準用する同法第二十四条第四項及び第五項、第二十三条第一項、第三十六条第一項並びに同条第二項において準用する第三十五条第三項の規定により処理することとされる事務	この法律の規定により処理することとされる事務のうち、市町村が第九条において準用する土地収用法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項、第二十条第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務
二 市町村が第九条において準用する土地収用法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項、第二十条第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務	この法律の規定により処理することとされる事務のうち、市町村が第九条において準用する土地収用法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項、第二十条第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務

別表第二に次のように加える。

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第 号)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち、市町村が第九条において準用する土地収用法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項、第二十条第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務
二 市町村が第九条において準用する土地収用法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項、第二十条第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務	この法律の規定により処理することとされる事務のうち、市町村が第九条において準用する土地収用法第十二条第二項並びに第十四条第一項及び第三項、第二十条第五項並びに第三十五条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務

で、第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務(第十一条第二項の事業に関するものに限る。)